# 令和5年第4回竹原市議会定例会議事日程 第2号 令和5年12月18日(月) 午前10時開議

## 会議に付した事件

### 日程第 1 一般質問

- (1) 松本 進 議員
- (2) 宇野 武則 議員
- (3) 蕎麦田俊夫 議員

令和5年12月18日開議

### (令和5年12月18日)

議席順		氏		名	出	欠
1	平	井	明	道	出	席
2	村	上	ま	ゆ子	出	席
3	蕎	麦 田	俊	夫	出	席
4	下	垣内	和	春	出	席
5	今	田	佳	男	出	席
6	山	元	経	穂	出	席
7	高	重	洋	介	出	席
8	堀	越	賢		出	席
9	Л	本		円	出	席
1 0	大	Ш	弘	雄	出	席
1 1	道	法	知	江	出	席
1 2	吉	田		基	出	席
1 3	宇	野	武	則	出	席
1 4	松	本		進	出	席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹原章弘

議会事務局係長 道 面 篤 信

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職	名	氏		名	出	欠
市	長	今	榮 敏	彦	出	席
副市	長	新	谷 昭	夫	出	席
教育	長	高	田英	弘	出	席
総務企画	部 長	平	田康	宏	出	席
観光まちづくり担	<b>旦当部長</b>	或	川昭	治	出	席
市民福祉	部 長	塚	原一	俊	出	席
建設部	長	梶	村隆	穂	出	席
教育委員会教	育 次 長	沖	本	太	出	席
教育委員会	: 参 事	富	本 健	司	出	席

#### 午前10時00分 開議

議長(大川弘雄君) おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第2号を配付いたしております。この日程のとおり会議を進めます。

日程第1

議長(大川弘雄君) 日程第1、一般質問を行います。

質問の順位は、お手元に配付の令和5年第4回竹原市議会定例会一般質問一覧表のとおり決定いたしております。

順次質問を許します。

質問順位1番、松本進議員の登壇を許します。

14番(松本 進君) おはようございます。日本共産党の松本進です。発言通告に従って一般質問を行います。

第1番目の質問項目は、高い国保税の生存権と子育て支援について伺います。

2022年度の決算資料によると、竹原市国民健康保険税の滞納者は354人です。滞納者の所得は、200万円未満が300人、85%を占めています。国保税滞納者への処分は、差押えが16件で、執行金額237万8,990円に対する収納額は100万3,198円で、収納率は42.17%です。執行停止は、153件で、執行停止額は2,057万8,158円です。高い国保税の滞納者への罰則は、資格証明書の発行が1件、短期保険証の発行が45件となっています。

そこで市長に質問します。

国民健康保険の資格証明書等の発行は、滞納者の医療権、生存権を奪うことになります。直ちに中止、撤回すべきであります。

2点目に、竹原市は差押えをした滞納者16件の生活状況をどのように把握していますか。また、執行停止153件の主な理由と納付の見通し、今後の対応について伺います。

私は、竹原市の高い国保税は市民生活を脅かしていると考えます。竹原市の国保税と生活保護について質問します。

例えば、45歳代夫婦、子供2人の家族構成で所得200万円の場合、竹原市の国保税、住民税、所得税、国民年金など、合計支出見込額、試算では幾らになりますでしょう

か。また、同じ家族構成の生活保護費は年額幾らですか。

憲法第25条の生存権を保障する生活保護費と竹原市の国保税等の負担に伴う生活実態を市長はどのように認識されていますか。

次に、竹原市国保の加入世帯数、加入者の数は、全世帯、人口比でどのようになっていますか。また、竹原市国保加入世帯の職業別、所得別の加入状況について伺います。

次に、住みよい竹原市をつくり、人口減少に歯止めをかける重要な施策の一つは、子育て支援事業です。

竹原市国保加入者で18歳未満の子供の数とその世帯数はどのようになっていますか。 また、被保険者均等割1人2万9,000円、世帯別平等割額1世帯1万9,000円、 所得割額100分の6.89の各保険税の負担をゼロにする事業費は幾らかかりますか。

次に、18歳未満の子供世帯の国保税の負担軽減は、子育て支援からも有効な事業と考えます。その実施を強く求めますが、市長はどのように対応されますか、お聞かせください。

第2番目の質問項目として、竹原市の空き家対策について伺います。

竹原市空家等対策計画が、2022年、令和4年4月に策定されています。市長は、挨拶の中で、近年、少子化による人口減少、高齢社会の到来、核家族化の進行及び都市部への人口集中等により、空き家が年々増加しています。特に、適切な管理が行われていない空き家が、防災、衛生、景観などの面で地域住民の生活環境に影響を及ぼし、全国的な社会問題となっています。こういった状況を受けて、竹原市においても、空き家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために、平成29年、2017年7月に第6次竹原市空家等対策計画を策定、平成31年、2019年に竹原市総合計画を策定、今後も空き家が増加するものと予想される中、竹原市空家等対策計画(第2期)を策定し、総合的な空き家等対策をより一層推進しますと述べています。

そこで、市長に質問します。

5年ごとに行われる住宅・土地統計調査で、2018年は竹原市の住宅総数に占める空き家の数は3,400戸、24.5%です。同年の空き家の種類は、二次的住宅が130戸、3.8%、賃貸用住宅が910戸、26.8%、売却用住宅が60戸、1.8%、その他住宅が2,290戸、67.4%ですが、最新の調査では住宅空き家の戸数、率、種類別はどのようになっていますか、お尋ねします。

次に、竹原市の空き家の種類別の腐朽、破損のある住宅は、2018年の時点で賃貸住

宅24.2%、その他の住宅24.9%、二次的住宅15.4%、売却用住宅なしとなっていますが、建物の危険度判定による空き家等の危険度ランク1から6はどのように把握されていますか。特に、危険度ランク6、倒壊等の危険性が高い状態の空き家は何戸あり、その対応はどのようになっていますか。

次に、空き家等対策の基本的な施策 (3) 空き家等の利活用と流通の促進と (4) 管理 不全な空き家等の解消に伴う具体的な取組、実績、課題を伺います。

次に、空き家等対策に取り組む竹原市の実施体制、市の役割についてです。空き家等の情報や相談の対応、空き家等の対策の推進、空き家の解消に向けた必要な支援等々は、どのような体制、職員数、専門家等の配置になっているでしょうか。

次は、本川自治会から9月初旬に出された空き家問題の相談、要望について、この間の 具体的な取組、未解決の課題はいつ頃解決できる見通しなのか。

以上、壇上での質問としたいと思います。

議長(大川弘雄君) 順次答弁願います。

市長。

市長(今榮敏彦君) 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の御質問でございます。

資格証明書の発行については、事業の休止や病気など、保険税を納付することができない特別な事情がないにもかかわらず、長期にわたり保険税を滞納している方に対して交付しているものであり、機械的に運用を行うことなく、特別の事情の有無の把握を適切に行い、対応しているところであります。

差押えを行った滞納者16件の生活状況については、本人への聞き取りや収入、勤務 先、預貯金、生命保険、不動産等の財産調査の結果から実態を把握しているところであり ます。

滞納処分の執行停止 1 5 3 件の主な理由については、滞納処分をすることができる財産がない場合が 1 3 4 件、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある場合が 9 件、その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明である場合が 1 0 件となっております。

納付の見通し及び今後の対応については、引き続き財産調査や折衝による状況確認により、その世帯の納付能力の有無を判断することとしております。

次に、国民健康保険税と生活保護費についてであります。

御質問の所得200万円で仮に45歳の夫婦と高校生の子供2人の4人世帯で試算した 国民健康保険税、住民税、所得税及び国民年金保険料の合計支出見込額は、約75万円で あり、同じ家族構成で試算した生活保護費は年額で約210万円であります。

低所得者に対しては、保険税の軽減措置や納付相談を行うことなどで対応をしており、 その中で生活困窮のある方については、生活保護などの福祉制度で救済されるものと考え ております。

本市の国民健康保険に加入している世帯数は3,354世帯で、全世帯の約28%であり、加入者数は4,735人で、人口の約20%となっております。

また、職業別の加入世帯の状況につきましては、国民健康保険税の所得割の所得区分では、営業所得が約6%、給与所得が約21%、年金雑所得が約23%、無職が42%となっております。

総所得金額の階層別の状況につきましては、所得なしの世帯は約32%、所得100万円未満の世帯は約32%、所得100万円以上300万円未満の世帯は約31%、所得300万円以上500万円未満の世帯は約4%、所得500万円以上の世帯は約2%となっております。

本市の国民健康保険に加入している18歳未満の子供の数につきましては、221人、 世帯数につきましては131世帯であります。

また、18歳未満の子供のいる世帯の国民健康保険税をゼロにするために必要な事業費は、約3,150万円と見込まれます。

本市独自の国民健康保険税の軽減は考えておりませんが、子供に係る均等割の軽減措置 の拡充につきましては、引き続き全国市長会等を通じて国に要望を行ってまいりたいと考 えております。

なお、国におきましても、子育て支援については様々な施策に取り組んでいるところで あり、今後ともその動向に注視してまいりたいと考えております。

次に、2点目の空き家対策についての御質問でございます。

住宅・土地統計調査は、我が国の住宅とそこに居住する世帯の居住状況、世帯の保有する土地等の実態を把握し、その現状と推移を明らかにするために、総務省が5年ごとに実施している調査であります。調査結果につきましては、おおむね2年程度にわたって調査項目ごとに公表されることとなっており、令和5年10月1日を基準日とする今回の調査については、現在国において集計中であります。

次に、空き家の危険度ランクにつきましては、平成27年度に本市が国の定める指針に 従い実施した空き家の実態調査の結果を基に、その後の職員による現地調査の結果や各種 届出、空き家の相談、苦情等の情報を加えることにより、最新の状況把握を行っておりま す。

空き家の管理は、所有者が行うことが原則であることから、最も危険性が高い危険度ランク6に該当する空き家については、所有者を特定し、改善依頼通知の送付に加え、具体的な対応策を提示し、自発的な改善を促しております。それでも十分な改善が図られない場合には、特定空家等に認定するなど、段階的な取組を行っているところであります。

取組実績といたしましては、平成27年度の調査時点でランク6に該当する41件のうち、周辺部に影響があると判断した23件について、粘り強く改善を働きかけた結果、18件が解体されております。残りの5件と周辺部に影響があるものとして新たにランク6に追加した3件の合計8件について、引き続き所有者に積極的な働きかけを行い、改善に努めているところであります。

次に、空き家の利活用と流通促進につきましては、空家等対策計画に基づき、固定資産税の納税通知書への啓発チラシの同封、空き家バンクの登録促進、空き家活用のための補助金の交付など、様々な取組を行っております。

空き家バンクの実績につきましては、制度開始から令和4年度末までの累計で、登録数は156件、成約数は111件となっております。また、空き家バンクの登録などを要件とする家財道具の撤去に対する補助は、今年度までの累計で18件、移住者用の空き家改修に対する補助は13件となっております。

管理不全な空き家の解消の取組につきましては、危険度が高い空き家と近隣から相談、 苦情があった空き家は、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、所有者を特定 し、空き家の状況をお知らせするとともに、自発的な改善に向けた助言、啓発を行ってお ります。倒壊など、保安上危険となるおそれのある特定空家等や不良空家等については、 今年度末まで累計で27件の除却費支援を行っております。

管理不全空き家のうち、特に周辺部への影響が懸念される空き家につきましては、現地に看板やコーンを設置するとともに、自治会の回覧文書や学校への注意喚起等により、被害の防止対策を講じております。

空き家は、人口減少等により、今後さらに増加することが見込まれることから、終活講 座の開催など、空き家の所有者に対する意識向上に引き続き取り組んでまいります。 空き家対策に取り組む実施体制につきましては、空き家の適正管理、利活用、解体など、空き家対策を総合的に実施するため、令和4年度から空き家バンクに関する業務を産業振興課から都市整備課へ移管し、建築技師3人、事務職4人の係で対応しており、有識者等で構成する空家等対策協議会と連携し、様々な分野の専門家から意見を聞きながら空き家対策に取り組んでおります。

本川自治会から相談のありました空き家につきましては、他の事案と同様に、所有者に対し適正な管理を行うよう文書による通知を行ったところであります。現時点では、直ちに倒壊のおそれはないものと認識しておりますが、継続的に状況を注視するとともに、所有者による改善が図られない場合は、建物の状態や周辺への影響に応じ、段階的な対応を行ってまいります。

以上、私からの答弁といたします。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) それでは、再質問をします。

まず、第1点目の国民健康保険制度に関わってお尋ねしたいと思います。

まず、私が最初に質問したのは、市が発行する資格証明書等についてお尋ねしました。 この答弁の中に、事業の休止や病気など、保険税を納付することができない特別な事情が ないのに、長期にわたって滞納しているという方に対応したと、発行したということであ りました。

そこで、私がお尋ねしたいのは、憲法第25条を見ますと、憲法第25条には、全ての 国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するとあります。ところが、竹原市 は、ペナルティーといいますか、国保税滞納者の保険証を取り上げて資格証を発行する と、この資格証というのは、医療の窓口で100%、10割お金を払わなくてはいけませ んから、実質的には住民の医療権や生存権を制限する、脅かすことになると、このことに ついて市長はどうお考えなのかということをお尋ねしたわけでありますので、再度確認し て、質問してみたいと思います。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) まず、1点目の御質問でございます。

資格証の発行につきましては、世帯主との接触の機会を設けるために実施しているものでございます。これまで御相談いただいた方の中には、未申告だった方が住民税の申告をしたことで国保税の軽減につながったというケースもございます。御相談いただきました

ら、各家庭の収入、支出など、生計状況をお尋ねして、納付相談だけでなく、活用できる 制度のお声かけなどにより、対応しているという状況でございます。

このように、資格証明書の発行につきましては、医療を受ける機会を遠ざける目的ではなく、分納等の納税相談や世帯の実態を把握することを目的に実施いたしております。

また、資格証明書の方が医療機関での診療が必要になった場合におきましては、緊急的な対応といたしまして、特別の事情の有無を適切に把握、調査し、短期保険証を交付することといたしております。

今後におきましても、被保険者証の交付に際しては、必要な医療が受けられず健康を損なうことのないような、実態に即した対応をしてまいりたいと考えております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 先ほど申し上げたように、資格証明書は窓口で10割払わなくてはいけない、短期証は今度は医療期間の短縮という、その制限があるわけです。ですから、特に先ほどあえて憲法第25条の、生存権と言われていますけども、これを紹介したのは、ざっくり言えば、憲法第25条の精神というのは、例えば、滞納がいいというわけではありませんけれども、いろんな状況でそういう滞納をせざるを得なくなった、こういった方に対してもこういった差別的なことはいけないよというのが私の理解なのです。しかし、市長はそうではないよと。保険証、資格証明書は10割負担ですから。お金がない人が事情で滞納した、その方が窓口で10割払えというのは、誰が考えても酷といいますか、おかしいのではないかということに関わってですから、その点をもう一回確認をしておきたいと。資格証明書で実際医療権を制限する、脅かすことになるのではないかということです。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 先ほども説明申し上げましたとおり、現在、資格証の発行につきましては、1名いらっしゃるということでございます。先ほど私のほうからも御答弁申し上げましたけれども、その方に関しましても、窓口に来ていただきましたら短期証を発行しております。窓口で10割負担をすることのないような手続を取っております。そういった形で短期証を発行しているという状況でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) もう一回確認なのですが、特に資格証明書の発行について、1件 今資格証が発行されたということでありますけども、具体的にこの方について、この1件 の資格証明書を発行された人については、最悪の場合でも、健康状況というのですか、その人が医者にかかる状況ではないよという健康状況は確認されてそういうような発行をしたのかどうかを確認しておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) この1件の方に関しましては、音信不通という状況になっていると聞いております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) ぜひ、私は、そういった憲法の精神からは、医療権を制約するような、制限するようなことはいけないということだけは再度指摘しておきたいと。

それから、2点目の滞納した方に対する差押えとか執行停止とかということで、先ほどの答弁でも、いろいろ厳しい状況で執行停止になっているなというふうに思います。とりわけ、執行停止の153件のうち、滞納処分をする財産がないと、滞納された方で執行停止した、その方の滞納処分する財産がないというのが、執行停止153件の中の134件、9割弱、87%、9割弱の方が財産がないというような状況でありますし、あとは9件が、処分すれば生活が著しい窮迫のおそれがあるという答弁もありました。

そこで、財産がない、こういった状況、執行停止153件のうち134件が財産がない 状態、こういった状態が何年続けば、免責できるというふうに伺っておりますけれども、 その条件を聞いておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 執行停止の御質問だと思います。

この執行停止の状態が3年続くと、不納欠損ということになります。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) それから、そういった滞納された方に対する今後の対応として、滞納世帯の納付能力の有無の判断、これを具体的に行うということが答弁でありました。

先ほど答弁では、厳しい状況というのは、財産がないとか、処分すれば生活が窮迫されるとか、窮迫するおそれがあるとかというような今大変厳しい状況が、9割を超える事態の方が滞納なのですね。

そこで、具体的に、今後の事務として、滞納世帯の納付能力の有無の判断、具体的にど ういった基準なのかということを聞きたいのです。私が思うには、滞納された方で、元気 に働くことができて、新たな収入が確保できる、そういった方は滞納は支払ってもらうと いうのは理解できます。ですから、ここで、具体的に納付能力の判断とか、どういった状況の人をやるのかというので、私が言うように、元気に働くことができて、新たに収入を確保できる条件の人というふうな理解でいいのかどうかをお尋ねしたいというように思います。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 御質問のとおりでよろしいかと思います。

健康で働かれているということ、そういった方々に納付をしていただくということになります。例えば、今おっしゃった病気であるとか失業であるとか、そういったことで仕事を失った方々に対しまして、担税能力を、担税力を求めるということはございません。そういった形で、相談に応じていただきましたら、そのような対応をしていきたいと考えております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 今、そこの納付能力の判断というのは、私の今指摘したことだというふうにお答えいただきました。

それで、そういったことになると、そうすると、具体的に、今調査されている状況の中で、執行停止が153件あった中で、何%そういう納付していただく見込みといいますか、今の時点で分かれば、153件のうち、ほとんど9割は厳しいなというような状況もあるのですが、市としてはどのくらいの、新たに働いてもらったりして納付能力を、回収できるといいますか、何件ぐらいあるかを聞いておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 件数について、今データはございません。大変申し訳ございません。

ただ、実際に滞納されてらっしゃる方というのは、本当に生活が苦しい方とか、そういった方々が多いと認識いたしております。そういった方々に対しまして、相談業務を通じて寄り添っていけるような対応を今取っているところでございます。今後、そういった不納欠損になる、あるいは分納等で納めていただくことになろうかと思いますが、そのような方針で寄り添っていけるような、相談に応じていきたいと考えております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) ぜひ、その生存権はきちっと守るような対応をしていただきたいというふうに思います。

それで、次の竹原市の国民健康保険税と生活保護費の状況、これを伺ったわけです。なぜかというと、私も2017年の3月議会で、6年前の議会でも同じ趣旨の質問をいたしました。この当時は、3人家族で40歳夫婦、子供15歳、年収310万円、311万6,000円の方の可処分所得、収入から直接税や社会保険料を引いた可処分所得、自由に使える所得と当時の竹原市の生活保護費を比較して、大変竹原市の国保税が今高い状況にあると、生活が厳しい状況にあると、苦しいといいますか、そのことを指摘いたしました。

今回取り上げたのは、人数はちょっと違いますから、まず1点お聞きしたいのは、4人家族で国保税、住民税等々、全体で幾ら負担になるかということで、75万円の負担があるということでありました。ですから、もう少し丁寧に国保税や住民税等々、個別の国保税、住民税、所得税、国民年金、これを具体的にお尋ねしておきたいと思います。 議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) この件につきましては、御質問いただいた段階で確認させていただきました。こちらのほうで、高校生2人の設定ということにさせていただきたいということを申し上げております。その結果、75万円、御質問いただきましたように、国民健康保険税、住民税、所得税等、75万円ということになっております。個別のデータについては、持ち合わせておりません。また、同じ世帯構成で、仮に生活保護費を算出した場合はどうなるかということで、約210万円と算出いたしております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 個別のデータがないということですけれども、分かりました。

今回、新たに私が出したのは、45歳代の夫婦と子供2人ということで、高校生2人を前提としてというのは、負担が幾らかというのが、今は全体では75万円ということがありました。要するに、年収には今出てこなかったのですが、4人家族で所得200万円と言いましたから、こういった方の生活状況で負担が75万円あるというような、国保税も入って、住民税、所得税、国民年金等々の、この義務的経費といいますか、そういうことの負担が75万円あると。それで、そういった方の世帯と同じ世帯の生活保護というのが210万円ありました。

こことの関係で見て、経費というのは、そのさっき言った義務的経費だけではありません、いろんな支出がありますから、生活保護を受けてなくて頑張っている方、あるいはい ろんな事情があって生活保護を受けざるを得ない方、この場合の生活の実態といいます か、私は、2017年のときはほとんどもう差がない、生活保護費、逆に言えば生活保護費を下回るような生活実態があると。そのことは、今、市としてはどうお考えでしょうか。4人家族で生活保護を受けられる人、今210万円ある、受けていない人の負担はこれだけかかる、その場合の生活の実態、生活保護費を下回るような生活実態はないのかどうかを確認しておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 先ほど来申し上げましたとおり、滞納されている方に関しましては、納税相談に応じていただくという状況になっております。その中で、先ほど議員おっしゃった、生活保護水準以下の方がいらっしゃいましたらということなのですが、そういった方々につきましては、我々のほうも、生活保護の担当であるとか、自立相談支援事業のほうへつなぐであるとか、そういった形でその方々の生活を支える方向へつないでいるという状況でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 生活保護の制度の仕組みはちょっと違うわけですけれども、生活保護というのは、資産活用を前提として対応するということですから、私はそこに行く前に、頑張っているといったらおかしいですけど、いろんな事情で生活保護を受けないで頑張るという方もおられるわけですから、そこの生活をきちっと見なければいけないのではないかということで、今の質問をしております。

それで、次の質問に入りますけれども、竹原市の国保加入者の世帯数とか職業別、所得状況などをお尋ねいたしました。そこで、市の答弁があったのは、竹原市の加入者全体では、3,354世帯が今の竹原市の国保に加入されて、世帯数の約2割だと、それで加入者数は4,735人だから、人口比で見ると約2割の方が国保に加入されているということで、あと職業別というのが世帯はどうなのかということも聞きました。そこで、営業所得、給与所得、年金雑所得で答えられて、年金雑所得が23%、そして無職の方が42%というふうな答弁がありまして、その方の、今の国保加入者の加入世帯の所得金額、この階層別で見るとどうなのかということもお尋ねして、先ほど御答弁がありました。所得金額の階層別で見ると、竹原市の国保に加入されて所得がない世帯が32%、それともうつは、所得が100万円未満の方が約32%、これを合わせれば6割強の方が所得が低い方が竹原市の国保に加入されているということが言えると思うのです。

ですから、私は、こういった所得がない、100万円未満、仕事も無職という、この構

造的に見て、竹原市だけではないのですけれども、竹原市の国保加入者の状況を分析すると、構造的に見て、仕事ができない、無職で、年金等いろんな所得がない、少ないという方が多く占めている。こういった状況では、先ほど、滞納者がいいと私は言いませんけれども、高い国保税が、それで仕組み上そうなっているという面では、一定のこういう事態があるわけですから、ここに対する国保税の負担を軽くする、その対応が要るのではないか、このことについて市長はどうお考えなのかを聞いておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 所得のない方への対応ということですけれども、所得に関しましては、例えば年金加入者の方が国保税の加入者が多いと考えておりますけれども、収入と所得は違ってまいるということが1点ございます。所得はゼロでございますけれども、収入については一定程度のものがあると考えております。

それから、低所得者に対する対応でございますけれども、既に御存じとは思いますけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減と3段階の軽減を設けておりますので、そちらの軽減を利用されている方、これは約六十数%いらっしゃると、国保加入者の六十数%は軽減を受けているという状況になっております。また、そういった方々に対しましても、先ほど来申し上げましてもおりますとおり、納税相談等に応じておりますので、必要な福祉施策等へつないでいきたいと考えております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) ぜひ市長にお答え願いたいのは、今部長の答弁があったように、いろんな年金とかいろんな収入がない人でも一定の所得があるのは承知しています。そういった所得が少ない、そういった厳しい状況にある方が多いから、法定減額、法定軽減といって、7割、5割、2割、既に軽減した措置があって、それを対応してやっているわけです。軽減した国保税をやって、滞納者が先ほど言ったように出てきているわけです。軽減してなくて、今から滞納者に対する、今から出てきたから軽減しますよということは違うのです、話が。それは、今部長の説明があったように、6割強の方が法定軽減、法で定められた軽減措置で対応されている。これだけ構造的に、所得の状況を見ても、弱い方が入っているということははっきりしていると思うのです。あらゆる制度、軽減措置を使って、その上で滞納者が先ほど言ったような数になっている。ここには、竹原市としての一定の可能な限りの負担を軽減するといいますか、これが大切ではないかということで、くどいようですけど、もう一回市長のほうに確認を求めておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) まず、賦課の問題でございますけれども、先ほど来議員おっしゃっております憲法第25条のお話、生存権のお話をされておりますが、同じく憲法第30条では納税の義務を負うというふうになります。したがいまして、法律に従いまして一旦課税をした、その上で、その方々の担税能力等につきまして相談に応じるということ。それとその中では、結果的に不納欠損につながる可能性もございますけれども、その方々にあった相談に応じているというのが現実でございます。もちろん不納欠損自体があるべき姿であるとは思いませんけれども、住民の皆様方の担税能力を判断した上で適切な対応を取っていきたいと考えております。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 竹原市の国保加入者の実態を見るときは、構造的なそういう弱い立場、低い所得の方々があるわけであって、私は憲法第25条の生存権のことを前提としたいのは、この憲法の中にも、滞納があるからそういった医療制限をしてもいいよということはないわけであって、それはあってはならないことですから、ぜひそこはきちっとした市民の生存権を守るという立場からの対応をしていただきたいと。

それから、この次の5点目の質問ですけれども、私は高い国保税という実態を訴えて、特に子育て支援という立場からも、ここに何らかの対応が要るのではないかということで、提言を、提言といいますか、提案をしておきました。竹原市を見ると、18歳未満の子供の数、その世帯数という答弁では、18歳未満の子供の数、世帯数で見ると131世帯がおられて、18歳未満の子供は221人いるよと。そこの負担をゼロということであえて言ったのですけど、3、150万円のお金が要るというような答弁がありました。

そこで、市の答弁は、今、先ほど、独自の国保税軽減は考えていないという明確な答弁がありました。それと同時に、子供の均等割の軽減措置の拡充は、全国市長会で国に要望したいという答弁も併せてありました。

この両者の、両者のといいますか、軽減は考えない、しかし国に要望するよという、この中身の確認を含めてお尋ねしたいのは、率直に言って、子供の支援、この竹原市として、市長に今お尋ねしたいのは、竹原市の子供の支援、国保税の負担軽減は必要だと思うけれども、率直に言って竹原市にはお金がないから国に要望するのだというような中身なのかということだけを確認しておきたい。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 子供に関する均等割の軽減については、令和4年から半額ということになっております。これにつきましては、これまでどおり、全国市長会であるとか、そういったものを通じて国のほうへ要望していった結果がそのような形でつながっているという状況でございます。したがいまして、軽減等、できる部分とできない部分がありますけれども、そういった形で、全国市長会、こちらのほうの中で協議する中で、国への要望項目を上げたものでございましたので、そういった中で、子供に関する均等割、就学前でございますけれど、均等割につきましては半額を要望し、結果としてそういった半額につながったという状況でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 竹原市独自の子育て支援の立場から提言をしました。ぜひ、他市に先駆けてといいますか、そういう子育て支援をして、今、先ほど言った、少なくとも、全体の国保税は高いのだけれども、子育て支援の立場からいえば、今限られた世帯、子供たちの家庭、ここの負担の軽減というのは大きな課題だし、早急に実施の方向で取り組む必要があるのではないかということをあえてまた指摘しておきたい。

それから、次の空き家対策等について、再質問に移りたいと思います。

まず、第1点目には、今の最新の調査が、5年ごとに行われる住宅・土地統計調査というのがあって、私は最新の2018年度の統計の数値を先ほど壇上でも紹介して、竹原市の空き家の状況とか空き家の種類とか、そういったことを指摘させていただきました。

それで、今調査中でしょうけれども、答弁は、今回の新しい調査は今年の10月1日を 基準として今現在集計中だということがありましたから、これがいつ頃まとめられるとい いますか、今年度中といったら来年3月末まで集計されて、それ以降に公表するのよとい う、その日程が決まっていれば、いつ頃まとめて公表されるのかということをまずお尋ね しておきたい。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 今年度実施されております住宅・土地統計調査に関する御質問でございます。

市長の答弁でもございましたけども、5年に1回、総務省のほうで調査されているということで、国勢調査とかと同じような、非常に各種施策のベースとなるような調査ということで認識しておりますけども、こちらのほう、おおむね2年程度にわたり、調査項目ごとに公表されるということになっておりまして、調査の項目などが大部になっております

ので、そういったようなことで、段階的に公表されるということで、個別の内容がどのような形で公表されているかということまでは、すみません、今手元に資料ございませんけども、段階的に公表されているということになっております。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) ぜひ、分かり次第、公表なりしていただければというふうに思います。

それでは、次の質問なのですけれども、竹原市の空き家の状況を壇上で紹介して、その空き家の種類も、これは18年度の統計の中にありましたから、紹介いたしました。

その中で、空き家の種類別の腐朽、破損のある住宅、これも紹介しました。2018年時点では、空き家の種類別の中の破損、腐朽のある住宅、これが賃貸住宅では24%、その他の住宅では24.9%、二次的住宅では15.4%、売却用住宅ではないと、あるものはなかなか売れませんから、売却住宅では腐朽、破損の状況はなしという答弁がありました。

それでまず、危険度判定による空き家の危険度ランク1から6、これをどのように竹原 市では把握しているのかということについても質問いたしましたが、まず最初に伺いたい のは、これは答弁漏れだと思うのですけれども、市が把握している最新の空き家危険度ラ ンク1から6、これはどのように把握されているのかをお尋ねしておきたい。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 今回御質問にございます腐朽、破損のある住宅割合ということで、議員のほうから賃貸住宅24%等ということで、区分の数値を御紹介いただいております。

こちらのほうの調査につきましては、結果は総務省の調査の結果でございます。こちらのほうは、推定等による数値でございまして、個々の住宅で危険度ランクというものを整理しているものではございません。今のその危険度ランクにつきましては、市のほうが実施した調査により判定しているものでございます。ここについては、市長のほうで御答弁させていただいておりますけども、市のほうの実態調査の結果を基に、職員による現地調査、その後の各種御相談、届出といったもので時点修正をしていっているということでございます。

こちらにつきまして、もう少し詳しく御説明したいのですけども、総務省が行っていま

す調査につきましては、あくまでも住宅・土地統計調査ということでございまして、その中で当然空き家に関する調査がございますから、そういったものを引用して我々の計画策定等に活用しておりますけども、空き家に主眼を置いた調査ではないということと、あとは住宅の単位の集計の違い、例えば共同住宅とか、そういったものの取りまとめで、考え方が我々の市の調査のほうと異なっているということでございますので、国の総務省の調査において危険度ランクがどうかというようなところは、なかなか回答が難しいといいますか、国の調査の結果に応じた危険度ランクというものは整理していないということで、あくまでも個々の住宅での危険な空き家、もしくは利活用していく空き家というような整理につきましては、本市の調査に基づいて進めているというところで御理解いただければと思います。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 調査していないというのがあって、ちょっと残念なのですけれども、私が調査する必要があるとつくづく思うのは、市が計画した中の説明の資料があるのですが、建物の危険度の6段階の評価ということで、先ほど言った1から6のランクがあるわけです。それでまず、1のランクというのは、修繕の必要がなくて、すぐに活用が可能だというのが1のランク。2のランクというのが、軽度の修繕をすれば活用が可能な、これが2のランク。ランク3というのは、修繕をすれば活用が可能ですよという。1、2、3、このランクというのは、早く対応すればといいますか、十分活用が可能な状況ということで、危険度ランクという6段階の評価の1、2、3であります。それから、ランク4というのが、これは老朽化が進んでいる状態。ランク5というのが、倒壊のおそれがある状態。ランク6というのは、先ほど言いましたように、倒壊等の危険性が高い状態というような、いろいろ区分けがされています。

ですから、こういった1から6までのランクというのは、1、2、3というのはすぐ活用できるような可能性が高いわけですから、そこもきちっと把握して、あと4、5、6というのはその対応が要るのでしょうけれども、もう一回確認で、集計の違いがあるというような今答弁があって、気になったのは、先ほどの答弁書でも、空き家の危険度ランクは、2015年、平成27年度の実態調査結果を基に、職員の現地調査等の情報を加えて最新の状況を把握していますということで答弁がありました。ですから、こういった2015年の調査を基に現地調査して、最新の状況を把握ということがありましたから、この

1から6の判定をしないと、その活用をしようにも、いい状態の住宅、悪い状態の住宅は今どういった状況なのかと、竹原市の中では、これが判定、確認しないで、竹原市として把握しないで対応を取ることができるのかどうかということにもなってくるわけですから、ここは手間が要るのかも分かりませんが、この1から6のランクはきちっとつかんで、何らかの早急な対応をしていく、あとは4から6というのは老朽化が進んでいる、6なんかは倒壊の危険性が高い状態ですから、早急な対応が要るというのはもちろんなのですけども、個々の対応をするためにも、そのランク別の把握は何らかの形でする必要があるのではないのかということについて御答弁をしていただければと。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 危険度ランクの御質問でございます。

今のこのランクといいますのは、危険度ランクというふうに表現をしておりますけども、議員おっしゃるように、6つの区分に分けて、我々の市のほうの調査結果に基づきまして区分を整理しているということでございますけども、これは危険度のランクということで、特に空き家の例えば崩壊とか、御要望とかも御質問の中で出てきているものもございますけども、そういったようなものにどういうふうに取り組むかというので、これは日頃職員のほうが定期、不定期に巡視、パトロール等をしているところでございますけども、そういったものに活用していくというところで、どちらかといいますと危険対策と、危険の防除というところの視点で取っております。

ですから、その市長の答弁でもございましたけども、危険度ランク6というのは、危ないということで我々想定しておりますので、そういったものについてはきちんと時点修正をして、安全・安心が確保できるように取り組んでいるというところでございます。

一方で、その利活用のほうにつきましては、危険度が低いものというのが当然対象になるわけでございますけども、そういったものにつきましては、いずれにしても危険度というよりは、空き家の立地状況ですとか、あとは付随する、例えば庭がどれぐらいあるかとか、そういったような利活用のほうの面で見ていかないといけないというところで、それは別に空き家バンクということで、これは市長のほうで答弁させていただいておりますけども、空き家バンクの運営というところで、しっかりその利活用のほうは図っていくというところで、空き家の対策、取組については、そういった当然利活用のほうにも取り組まないといけませんし、危険の除去と除却というところもやっていかないといけないというところで、それぞれ適切に我々取り組んでいるというふうに考えております。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 今の部長答弁では、竹原市としては危険度を優先する、順位といえば危険度を優位に取り扱った事務をしているということかなと、利活用は全くしていないということではありませんけれども、優先順位からすれば危険度のほうが高い、それは当然大切だという、私も理解できます。

その危険度に関わってお尋ねしておきたいのは、先ほど答弁もあったのですけれども、 危険度ランク6、特に、改めて私もそこのランク6は何戸あって、対応はどうしているの かということの質問をして御答弁があったのは、2015年時点ではランク6というのが 41件あるというような答弁がありました。その間、力を入れて取り組まれているという ことでしょうから、いろいろ粘り強く改善を働きかけた結果、18件が解体ということ で、周辺部に影響がある判断がこの23件、全体でランク6というのは41件あって、そ の41件のうちの周辺部に影響があると判断するというのは23件、この23件の中で粘 り強く取り組んで18件が解体に取り組まれている。あと残りは5件だということと、そ の5件から新たに3件追加して、合計8件というふうな答弁があったというふうに思いま す。

だから、これはちょっとデータのずれがあるかも分かりませんが、私が理解するのは、これまでランク6の取組では、取り組まれてきた結果、現在では8件といいますか、8件がランク6の状態にあって、所有者に積極的な働きかけ、改善を求めているというふうな理解でいいのかどうかを確認。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 危険度ランク6の件数でございますけども、市長答弁でもさせていただいておりますように、周辺部に影響があるもの、周辺部に影響があるものというのが前提でございますけども、こうしたものの現在ランク6というのは8件ということになっております。

この18件というものが解体されているということで、市長のほうでも答弁させていただいておりますけども、非常にいろんな空き家については様々な難しい点がございます。 当然、所有者の方の責務できちんと管理していただくというのが大前提でございますけども、ですので我々が自らというよりは、もちろんその所持者の方に取組をしていただくということが必要になってまいりますので、この18件についても、それぞれの所有者の 方、もしくはその関係者の方ということで取組をしていただいているというところでございますけども、そういった、しっかりやりながら、現在のところは8件ということになっております。

ですから、その周辺部に影響のないものというのでランク6というのもございますけど も、今はその周辺部に影響のあるものの8件ということで、その危険対策というものに現 在取り組んでいるというところでございます。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 特に周辺部に影響のある危険度の高いものは、早急な対応が必要だということは大切だし、その御努力は理解できました。

それで、それに関わって、現在では今8件あって、いろんな個々の状況が違うでしょうから、多様な対応をされているのでしょうけれども、市の2次計画の中には、特定空家等の認定ということで、要するに今さっき言った8件なら8件の周辺環境に影響を及ぼす、最優先で取り組まなくてはいけない8件、これを考えた場合、市が取り組んでいろいろ改善とか、市のマニュアルとして、特定空家等の認定という、その段階のマニュアルが示されてありますけれども、助言指導とか勧告とかいろんな意見書の提出とか命令とかというのが、21ページのこの2次計画に示されております。

市がこういった取組をするマニュアルがあって、その十分な改善が図られない場合は、 特定空家に認定するということではないかと私は理解するのです。

ですから、さっき言った、この助言、勧告、意見書、命令、代執行というところまで流れが書いてありますけれども、1つは特定空家の認定の基準、それとあとこの8戸のうち、見通し、これを特定空家に早急にしなさいということでは決してないのですけれども、市としての考えの見通しというのですか、危険性の除去は最優先ですから、見通しについてはどうでしょうか。8件のうち、特定空家の認定の見通し、その見通すための基準、こういった、手続をしたけれども、先ほど申し上げた、対応したけれどもなかなかうまく改善を図られない場合には、特定空家に認定するということになっていますので、その点について、判断基準といいますか、見通しをお聞きしておきたいと思います。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 特定空家の基準等の御質問でございます。

特定空家といいますのは、法律用語になっておりまして、法律でいいますと、空家等対

策の推進に関する特別措置法ということで、一般的に空家法と言われている法律でございますけども、これに基づき認定するものでございます。

保安上、景観上、衛生上、その他生活環境上、放置することが不適切なもののうち、自 発的な改善が望めない場合に、周辺に与えている影響ですとか切迫性などを総合的に判断 して、認定するというものでございます。

こちらの認定におきましては、国のほうが示されている判定表のようなものに基づきながら判定いたしまして、有識者で構成しています協議会でございます空家等対策協議会、これは市のほうで設置している協議会でございますけども、こちらの意見を踏まえながら認定するということで手続をしております。この特定空家に認定しました後は、より危険度の高い空き家を所有しているという御認識を所有者の方に持っていただくということで、助言通知書を送付するということです。その後は、所有者の対応状況ですとか空き家の建物の具体的な状況に鑑みまして、周辺の危険度を判断する中で、必要に応じて指導、勧告、命令ということで、議員にもお話しいただきましたけども、そういった手続を進めていくということになっております。

見通しにつきましては、現在、特定空家に認定しておりますのは、令和4年度末現在で3件というふうになっております。その他危険な空き家、この間で状況が若干進んでいるというようなところもございますので、さらなる追加ということで、現在我々のほうでは検討しているところでございますけども、現在の時点でいきますと3件ということになっております。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 特定空家の認定の見通しが3件ということでありました。

そこで、いろいろ御努力は理解するのですけれども、いろいろこの市の2次計画の中の 説明を見ておりますと、十分な改善が図られない理由というのは、それだけ、理由とか原 因もこの中に示されております。

それで、空き家を適切に管理できない要因というのが、これは4件書かれていますけれども、これは1つは管理者意識が不十分だと、管理者意識が不十分だ、ここにはいろんな啓発とかいろいろ促進が必要なのでしょうけれども、あと管理に手間がかかるとか、身体的、年齢的に問題があるからこの空き家を適切に管理できないのだよということも書いてあります。

それから、もう一つは、空き家を活用できない、こういった要因についても、この中に 示されております。

1つには、これは11件あるのですけれども、紹介したいのは、解体したいけれども、 固定資産税が高くなるとか、もう一つは経済的な理由によって維持管理や修繕ができな い、こういった理由もこの中に、11件の中ですけれども、書いてあります。

もう一つは、空き家等が管理不全になった原因ということについても、この計画の中に 公表されておりますけれども、管理不全になった理由を紹介したいのは、所有者が遠方に 居住して問題意識がないと、これは通知すれば理解はしていただけるのかなと思いますけ れども、もう一つは相続問題によって放置されているという、これは大変困難な複雑な要 因があるということで、これは即刻解決できる問題では、なかなか厳しいのでしょうけれ ども、空き家が管理不全となった要因として、相続問題で放置されている、もう一つは経 済的な理由により解体できないのだよという経済的な困難ということも、十分改善が図ら れない理由、要因として指摘されております。

ですから、対策も複雑なのでしょうけれども、こういった先ほど申し上げた空き家等の発生要因、こういったことがあるわけですから、ここに適切な対応が必要だし、さっき言った相続問題の分は、解決はすぐ一朝一夕にはいかないというのは私自身も分かりますけれども、少なくともこういった原因と要因、十分改善が図られない空き家等の発生の原因、ここに市としても適切な対応が要るのではないかということについてお答えいただければと思います。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 今御質問いただきました、いろんな課題が空き家に対してはございます。先ほども御答弁いたしましたけども、あくまでもその所有者の方の責任においていろいろ対処していただかないといけないということでございます。そういった意味で、先ほど議員のほうからもお言葉がございましたけども、例えば所有者の方がもう遠方にしかおられない、もしくは相続が事実上発生しているというようなところになりますと、特に相続の場合にはそれぞれの関係者の方とまずはやり取りするとか、最終的にはどなたか窓口になる方を決めていただいてということにはなるのですけども、なかなかそこまで至らないケースもあったりというようなところでございます。

当然、今のは利活用と危険除去と両方の面でございますけども、いずれにしましても、 その所有者の方にきちんと空き家というものがどういうものかというのを意識していただ かないといけないというところが非常に大事というふうに我々も考えておりまして、今年 度でいいますと、新たに終活講座というものをこの11月末のほうで開催いたしました。 家族の話合いの重要性、あとは幅広い選択肢を提案する制度紹介などを行ったところでご ざいます。参加者の方々にアンケートを取ってみますと、非常に好評だったというところ で、改めてその意識が得られたというようなところもございます。

そういったところの、少しずつでございますけども、市民の方、もしくは所有者の方に 対して、丁寧にその空き家をお持ちになっている意味というものを皆さんに御理解いただ くという取組が、地道な取組になりますけども、必要なのかなというふうに考えておりま す。

先ほど、経済的な問題もあるだろうということで議員のほうに御指摘いただきましたけども、そういったものに対しましては、市のほうで空き家対策総合支援事業ということで、こちらのほうで補助制度、支援を用意しております。これは、利活用のための空き家の整備といいますか、家財の処分ですとか、リニューアルのための費用支援ということで、それは入居予定の方への御支援というのもありますけども、そういったようなほう、あとは危険の除去というところで、除却の費用の御支援ということも制度を用意しておりますので、いろいろ制度がございますので、こちらのほうは窓口のほうで、いろいろ市民の方にはお問合せいただければしっかり対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 確かに、空き家等の利活用やそういった管理不全の空き家の解消 という取組をされているということは理解ができました。

それで、そういったところに引き続き力を入れていただくと同時に、新聞報道で見ますと、改定空家住宅法が今月13日に施行されると、新しい住宅法、空家法、これが施行されたという報道がありまして、ここはポイントだけちょっとお話しすると、こういった新しい空家対策特措法は、倒壊の危険が高い特定空家の前段階となる物件が、新たに管理不全の空き家として状態が悪化する前に、活用や除去を促す云々とありました。ここまでの段階は、積極的な分ですから、ぜひこういった、こういう、先ほどランク1から3とか、4から6は優先度の高い対応をするということも聞きましたけれども、13日にはそれをさらに進めるといいますか、倒壊の危険度が高い特定空家の前段階となる物件を新たに管理不全空き家として、状態が悪化する前に活用、撤去を促すということが、今月13日に

施行ですから。施行されたばっかりなのですけれども、今後のこういった新空家法といいますか、これに対した計画とか、それに伴う実施というのですか、これがあれば、大枠でいいのですけど、施行されたばっかりですから、今まで取り組んできた課題がある、新しい空家特措法の改定は、先ほど申し上げたところが一つのメリットとしてはあるわけですから、そこを加味した新たな計画なり、その実施を考えておられるのかどうかをお聞きしておきたい。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 空き家の特措法の改正の状況、それへの対応ということで御質問いただいております。

議員御指摘のとおり、この空き家の法律、特措法の改正といいますか施行、施行のほうが12月13日に行われたところでございます。これは、空き家の問題というのは、全国的な非常にいろんな面で差し迫った課題というところで、国のほう、国土交通省のほうも新たな対策ということで改正されたということで承知しております。

1つは、新たな区域設定を行うことができたりというところですとか、活用希望者のマッチングのための環境整備を行うですとか、あとは新たに管理不全空き家というような位置づけを空き家の中で設定できるようにし、所有者に働きかけを行う選択肢を増やしたりですとか、あともう一点ほどありますのは、危険空家というようなところで、次の段階、命令等の手続のいとまがないというようなときにも、緊急時には例えば代執行ができるようになるというようなところで、様々全国的な課題に対して何らかの措置をしようというようなところの視点で改正されたものということでございます。

議員御指摘のとおり、施行されたばかりというところがございまして、我々のほうで今 それに対して具体的にどういうふうに対応を取っていくかというところまでは、現在まだ 検討をしている段階でございますけども、様々なこれまでの取組も踏まえた上で、今回の 改正内容で適切に対応しないといけないものがあれば、対応していくというような考え方 ではおります。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 14番松本議員。

14番(松本 進君) 改定空家法のメリットっていいますか、そこが生かされるような 取組をぜひしていただきたいと。

それから、次の、最後になろうかと思うのですが、これは本川自治会から出された空き

家問題の質問をいたしました。それで、答弁では、所有者に適正な管理を行うように文書通知を行っているとか、現時点では直ちに倒壊のおそれはないと認識しているとかという、あったのですけども、私が気になるのは、倒壊というおそれはないというのは明確にされましたけれども、現状では屋根が抜け落ちて、屋根の瓦かどうか、建物の一部が道路に落下したということはお聞きして、要望が出ているというふうに私は伺ったのですが、危険な状況にあるというのは、ちょっと市の対応とは違うのかなという、倒れれば危険なのはもちろんなのですが、現状でもそういう落下物があったということ自体そのものが私は危険だというような認識をするわけです。

ですから、そういった、この方の今管理状況を適切に行うように通知をしたということは確かに大切なのですけれども、再度確認しておきたいのは、この所有者は近くにおられて、その建物を随時管理といいますか、適切に管理できる状態と市は判断されているのかどうか、私はそこが違うのかなと。所有者は別のところにおられて、なかなかそこは行き届かない、管理が行き届かないという状況であれば、もうちょっと適切な対応が要るのではないかなということと私は思いますので、この所有者のことの確認で、所有者は建物の近くにおられて、いつでもそういう市が通知した文書、適切な管理をしてくださいということの趣旨が相手に伝わって、管理がされたのかどうかということを含めてお尋ねしておきたい。

議長(大川弘雄君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 議員御質問いただいております、本川の空き家に関する御質問でございます。

市長の答弁でもございましたけども、自治会のほうから御相談をいただきまして、相談をいただきましてすぐに現場確認を行ったところでございます。近隣の方に状況の聞き取りなどを行いまして、あと所有者がどなたかというのを、これは特措法の枠組みでないと確認できないということになります。今の空き家等の特措法に基づきまして、所有者を調査させていただいたと。この所有者の方に現状をお知らせするとともに、改善を促す通知を送付したというような状況でございます。あわせて、自治会の方には、市長答弁させていただきましたような内容のものを御報告させていただいているというような状況でございます。

所有者の方の御対応の状況でございますけども、あとはどちらにお住まいなのかというようなところがございますけども、個別の事案ということで、所有者の方の責務でやって

いただくというところがございますので、議場では控えさせていただいたほうがいいかな というふうに思っておりますけども、いずれにしましても、近隣の皆様方で大変御心配さ れている空き家ということで我々は認識をしておりますので、市としましては継続的に空 き家等の状況を注視ながら、改善が図られるようにしっかり取組を進めてまいりたいと思 います。

以上でございます。

(14番松本 進君「はい、終わります」と呼ぶ)

議長(大川弘雄君) 以上をもって14番松本進議員の一般質問を終結いたします。 議事の都合により、午後1時まで休憩とします。

> 午前11時29分 休憩 午後 1時00分 再開

議長(大川弘雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午前中に引き続き一般質問を行います。

質問順位2番、宇野武則議員の登壇を許します。

13番(宇野武則君) それでは、令和5年第4回定例会一般質問を行います。

1点目として、行財政改革について伺います。

竹原市は、2019年に白書を発表されております。建物は市役所や学校など計148施設、総延べ面積は14万4,500平方メートル、築40年以上が52.7%、築30年以上が82.1%を占める。維持補修費の総額は17年度が1億9,000万円で、過去10年間で同水準が続く。白書は修繕のために必要な財源が確保できていないとする。広近資産活用担当課長は、財政状況の厳しさが続く中、公共施設の配置は欠かせない。白書で市民に知ってもらいたい、理解を得たいと結んでいる。

市長は、就任直後の平成31年1月に財政健全化計画を発表され、全庁を対象に取り組まれたと思いますが、白書関係を含め、今後財政改革についてどのように取り組んでいかれるのか、市長の御所見を伺います。

2点目として、本市の人口減は毎年450人前後で推移、一向に改善は見えないのであります。一方で昨年、森川鉄工所が三原へ転出、広果連は東広島へ転出、竹原市へ大型スーパー出店第1号のイズミ店の閉店は、中心市街地の衰退に大きく影響しているのは明らかであります。市長は転出した企業、イズミ問題について庁内で検証されたことがあるのか伺います。

3点目として、私は現実を踏まえて行財政改革は避けて通れないことを強く認識し、一貫して市長に進言もしてまいりました。行財政改革は市民の利害に直結するもので、中立、公正、公平とともに関係者への説明責任は十分尽くされることもお願いしてまいりました。市長の御所見を伺います。

4点目として、財政健全化目標達成へ2019年、2021年度の決算では効果額は17億9,900万円、2022年度、2023年度の見込額を合わせると27億6,800万円で目標額24億5,500万円を達成できる見込みと発表されましたが、最大の懸案であった市庁舎移転問題は、さきの臨時議会で工事請負契約が議決され大きく前進いたしましたが、その他の公共施設ゾーン整備計画については何ら方向性は示されておりません。財政健全化を含む全体計画の取組が強く望まれますが、市長の御所見を伺います。

参考例として、島根県海士町の行財政改革に取り組まれた主要な部分の一部を抜粋して 紹介します。

事業のタイトルは「ないものはない、離島からの挑戦、最後尾から最先端へ」。国の経済対策に呼応した公共事業への投資で社会資本が整備され、住民の暮らしは改善されたが、一方で体力以上に膨らんだ地方債は平成13年度が101億5,000万円、平成14年5月、町長選、地縁、血縁を否定した町民の選択、まず職員の意識改革から、役場は住民総合サービス株式会社、地域経営は企業経営と同じ、意識を変えるには年功序列を廃止し、適材適所主義に、組織を現場主義に再編、職員が地域を変える、自立への覚悟を選択、町村合併協議会を解散、単独町制を決断。

ある日突然、三位一体改革による地財ショックが襲い、町税にも匹敵する地方交付税の 大幅削減、島の存続さえ危うい緊急事態に直面、平成20年には確実に再建団体への転落 が予想され、そこで20年度に住民、議会、行政一体で島の生き残りをかけた海士町自立 促進プランを策定。平成16年3月人口を基軸とし、行財政改革によって守りを固める一 方で、攻めの方策として産業創出を強力に推進する行財政改革を断行すること。町長が自 ら身を削らない改革は支持されない信念で、給料カットを宣言する。先憂後楽の精神は公 務員の基本姿勢である。職員や議会から給料カット分の一部を具体的に見える政策に生か してほしい旨の提案を受け、子育て支援条例を制定(平成16年10月)、あとは産業振 興に充てる。

生き残るための戦略、中・長期計画、攻めとは地域資源を生かし、第1次産業の再生で 島に産業を創出、雇用の場を増やし、島を活性化、成長を島の外に求める。それは現場第 一主義の体制づくり、内部部局の職員を減らし、その分、産業振興と定住のセクションに 重点をシフト。岩ガキは都会から I ターン 7 名が移住、新規漁業就業制度を活用。第三セクターを設立、資本金 2 億 5 , 5 0 0 万円、町出資金 2 億 4 , 0 0 0 万円。現在、東京市場へ年間 5 0 万個を出荷、今後 1 0 0 万個に増産予定。売上げは別紙で紹介いたしますが、島のブランドを売り出せ。

公共事業の減少により、建設業を営む経営者が異業種参入企業が100%出資、畜産業を営む会社を設立。農地を扱える農業特区申請(16年3月)、農地法の規制緩和を受ける。隠岐牛のブランド化を目指し、勝負は品質の厳しい東京食肉市場に絞る。

平成29年度売上げは2億5,792万7,000円、隠岐牛の担い手になりたいと都会から3家族(20代から40代)が移住。町の支援策としてIターン定住対策として平成16年から29年度に体験住宅として22戸、定住住宅の新築59戸、空き家リニューアル等49戸、公営住宅8戸、看護師住宅3戸、緊急整備(体験住宅を含む)234戸、うち教員住宅21戸を整備。

海士ファンバンク設置(平成18年10月)。出資額1口50万円。利用状況は平成2 3年30口1,500万円(畜産2人600万円、漁業3人900万円)。年3%利息、 相当分の島内産品をオーナーに、7年後に一括返済する。

私は、元市長小坂隆氏の政治姿勢を重ねながら、外部から就任された海士町長の行政全般について紹介いたしました。市長の御所見を伺います。

市営住宅管理について再度伺います。

1点目、現在市営住宅管理戸数は551戸で、うち入居者数は281戸であります。令和元年度納付額は2,012万4,186円であり、対し住宅修繕費は1,119万3,164円であります。修繕のため現場へ行く場合、原則複数名と思いますが、年間修繕戸数は何件か、住宅所在地を含めお伺いします。

2点目として、令和5年4月21日、市営住宅長寿命化計画に基づく第2丸子山住宅の一部改修現場を担当委員会で視察いたしました。長寿命化計画の全体計画が示されないので評価のしようがありませんが、最終的に住宅政策について何を目的に整備されるのか、市長の御所見を伺います。

区画整理事業について再度伺います。

1点目として、令和5年5月21日、新聞朝刊に「東広島市八本松駅前、区画整理事業本格化へ」と報じられました。県が、平成17年3月事業認可、19年8月仮換地指定、

総事業費は75億1,000万円、対象戸数は90戸、県道整備は0.6キロ、片側2車線、既存の住宅地で造成整備、生活道を6メートルに拡幅、同時に公共施設も進める。幼稚園、保育所統合、民営化、小学校グラウンドに認定こども園、幼稚園跡地には地域センター、出張所複合施設を整備、30年完成を目指す。

本市の区画整理事業は小坂隆元市長により提起されたものであります。事業は一昨年6年間延長されましたが、現在、担当職員は何名で、全体事業のうち道路を含む残事業は何戸で、関係者との交渉はどのくらいの頻度で行っているのか、部長に伺います。

2点目として、事業がさらに延長された場合、人口約5,000人減となり、整備地は 需要と供給のバランスが崩れ、事業完成時には未使用地の増加も懸念され、事業の早期完 成が強く望まれますが、今後の取組について市長の御所見を伺います。

県合同庁舎問題について再度伺います。

私は、今回質問に当たり、平成24年度3月定例議会において設置された公共施設ゾーン調査特別委員会の委員長報告を初めて目にいたしました。報告書は以下のとおりであります。

平成30年1月、今榮市長就任後において既存事業を踏襲するとの方針の中で、竹原商工会議所の移転手法を含む市との覚書に基づき福祉会館跡地の活用策である(仮称)まちおこしセンター整備事業が交渉の軸となることから、当該設置の目的、管理運営等をはじめ、今日までの交渉から見た公共施設ゾーン整備事業の在り方に鑑み、議論を展開してきたところでありますが、前段委員長の中間報告であります。

今榮市長就任後30年1月、厳しい財政再建に優先的に取り組むとの方針で財政健全化計画を発表と同時に、前市長、会頭間での覚書は白紙にされたのであります。調査特別委員会の委員長報告に対し、どのような認識で覚書を解除されたのか、改めて市長の御所見を伺います。

我々議員は、市民の代表、代弁者であります。広場整備費約8,000万円を投じた事業効果などについて検証する責務もあります。市は広場使用者の現状をどのように把握されているのか、あわせて広場の維持管理費について伺います。

最後に、商工会議所の関連について伺います。

令和4年12月定例議会最終日、創建ホーム本社事務所仮移転費及び三原支店分合わせて1,500万円が常任委員会に提案、審議され、本会議に上程、即議決されました。一営利企業に対する多額の公金支出は法的に問題はないのか。竹原市本社分と三原市分それ

ぞれの予算額と積算書の提出はあったのか、三原市分については行政圏外となるが、公金 で負担する理由は何か、市長の御見解を伺います。

商工会議所事務所移転経費総額は6,000万円、うち2分の1の3,000万円が竹原市分負担となりますが、高額な公金支出であり、市民に説明がつく積算書等の提出はあったのか、あわせて1,500万円と3,000万円の決算書等の提出は求められたのか、市長の御所見を伺います。

創建ホーム本社屋は既に築40年、同社にとっては旧本社は無用の長物的な存在は明らかで、理由はいろいろとあります。過去の事例として、現補助金で運営されているふれあい館があります。寄附を受納した後の物件については見返りが、市民負担があまりにも大きいと思いますが、商工会議所の無償貸与はどのような経緯で決定されたのか、議会担当委員会にいつ提案されたのか、市長の御所見を伺います。

令和5年第1回定例会で、同ビル受納の場合、耐震、強度等の提出を求めるとの質問に、市長は鉄筋コンクリートの建物は50年から70年、適正に管理すれば100年と答弁されているが、建物の安全の基本はくいの強度と思うが、適正管理とはどのような管理か、現在も答弁された認識は変わらないのか、市長の御見解を伺います。

令和5年第1回定例会で、私の質問に対して同ビルを一般賃貸の場合、部長は幅はあるが年額500万円から1,000万円と答弁、中間でも年間750万円、10年では7,500万円となりますが、商工会議所に無償貸与は組織からは何ら理由が見当たらないが、現在竹原市は商工会議所に240万円余りの補助金を支出されている。一般市民は市管理施設使用の場合、使用料を払っている。一般市民からは理解いただけないと思いますが、市長の御見解を伺います。

塩上での質問は以上でございますが、答弁次第では自席で再質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 順次答弁願います。

市長。

市長(今榮敏彦君) 宇野議員の質問にお答えいたします。

1点目の行財政改革についての御質問でございます。

本市では、令和元年10月に公共施設の現状を取りまとめた竹原市公共施設白書を策定 しております。公共施設の維持管理については公共施設等総合管理計画に基づき適正な施 設保有量となるよう、配置の適正化や統廃合に取り組むこととしており、必要な施設につ いては適切に維持管理できるよう、引き続き人材や財源など限られた経営資源の最適配分により、また歳入の積極的な確保により持続可能かつ安定的な財政運営を行うための取組を進めてまいります。

次に、工場の拡張、関連団体の合併、施設老朽化等によりやむなく転出等となりました 事業者につきましては、関係者と共に市内での事業継続についての働きかけ等に努めてまいりました。市内事業者の市外への転出等は雇用や地域経済に影響があることから、市といたしましては竹原商工会議所などの関係団体と連携しながら事業者の動向や様々なニーズ、課題の把握に努め、可能な限り支援を行うことにより市内事業者が市内で事業を継続されるよう、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

行財政改革につきましては、これまでも取組を推進してきた中で、平成31年1月に財政収支の黒字化と計画最終年度における12億円以上の基金残高の確保を目標に掲げた財政健全化計画を策定し、竹原市行財政経営強化推進本部が中心となり、進捗管理を行いながら計画的に取組を進めるとともに、取組状況について市議会に報告し、本市のホームページなどで公表してまいりました。

こうした取組の結果、議員をはじめ多くの市民の皆様の御理解と御協力もあり、令和4年度末に計画期間より1年早く本計画の目標を達成したところでありますが、行財政改革は不断の取組が重要であることから、今後におきましても前例や既存の手法にとらわれず経常的支出の適正化に取り組み、竹原市行財政経営強化推進本部において、課題の把握や解決に向けた方策の共有及び進捗管理を行いながら、引き続き行財政基盤の強化を図ってまいります。

市庁舎の跡地活用につきましては、本年度から公共施設ゾーン再整備検討事業に着手しており、ワークショップの開催やアンケート調査を実施する中で、市民の皆様からも御意見をいただきながら、具体的な機能や規模、財源等について検討を進めているところであります。

参考事例として御紹介いただきました海士町の取組につきましては、各方面からも注目され、大きな成果を上げられているものと認識しております。本市といたしましても、同町の取組も含めた様々な事例を参考にしながら、効果的な取組となるよう、引き続き行財政改革や地方創生の推進に努めてまいります。

次に、2点目の市営住宅の管理についての御質問でございます。

市営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸することを目的に整

備し、住宅セーフティーネットの根幹となるものであります。住宅の管理につきましては、入居者の日常生活に支障がないよう、不定期に発生する不具合に対し必要な修繕を行っているところであり、昨年度の入居住宅を対象とした修繕戸数は87戸で、住宅の所在地別の内訳は、竹原地区が54戸、忠海地区が20戸、吉名地区が12戸、北部地区が1戸となっております。

市営住宅長寿命化計画につきましては、令和3年3月に第2期計画を策定し、必要戸数の確保、地域バランス、老朽化の状況等を踏まえ、令和12年度までに必要となる維持管理、長寿命化対策、用途廃止等の方針を定めております。この計画に基づき、将来も活用する住宅につきましては計画的に長寿命化を図る事業を行っており、今年度におきましては第2丸子山市営住宅改修工事、成井市営住宅B棟電気容量改善工事、冠崎市営住宅屋根防水改修工事等を実施することとしております。

今後とも市営住宅がセーフティーネット機能を果たせるよう、長期的な視点で市営住宅のストックの有効活用を図り、誰もが安心して暮らせる住環境の確保に取り組んでまいります。

次に、3点目の区画整理事業についての御質問でございます。

新開土地区画整理事業につきましては、令和4年度末における事業進捗率は約88%であり、残事業箇所に係る権利者数は38名となっております。事業の推進体制につきましては、区画整理事業に関する専任職員2名のほか都市整備課職員が一丸となり、それぞれの地権者の実情に応じた交渉方針に基づき、適時適切に交渉を進めているところであります。

こうした事業推進の結果、今年度に地権者から施工の同意が得られた箇所について補正 予算を計上し、前倒しで工事を実施しているところであります。今後とも事業の早期完了 に向け全力で取り組んでまいります。

次に、4点目の県合同庁舎についての御質問でございます。

平成29年8月に竹原商工会議所と締結した覚書につきましては、平成30年7月豪雨 災害からの早期復旧と財政健全化に優先的に取り組むため、竹原商工会議所と十分協議し 了承いただいた上で、私の責任において解除させていただいたものであります。

旧福祉会館跡地に整備した緑地広場につきましては、平成30年7月豪雨災害からの早期復旧を優先するため福祉会館の解体工事に着手できない状態が続いておりましたが、国の補正予算により有利な財源を確保することができたことから、施設の解体と緑地広場の

整備を一体的に実施しており、国の補助金や地方交付税措置のある起債を活用することで、本市の負担としては約2,400万円と低減を図っているものであります。

今回整備した緑地広場の維持管理費につきましては、電気代や芝生の管理費等で年間10万円弱となっており、使用状況については市民や学生の下校時等の日常的な利用に加え、市が後援した民間イベントでも使用されていることから、引き続き有効に活用していただけるよう取り組んでまいります。

次に、5点目の商工会議所関連についての御質問でございます。

創建ホーム株式会社の本社移転につきましては、当初は新本社建設後の移転を予定されておりましたが、竹原商工会議所の早期移転と竹原合同ビルの維持管理費を考慮し、新本社建設前に事業者において必要な箇所へ本社機能を仮移転していただくことで、本市の財政負担軽減と庁舎移転の早期進捗につながることから公益上の必要があると判断し、市議会において仮移転支援金の予算議決を得て支出したものであり、その手続においては改修費の見積りや実績等を提出していただいております。竹原商工会議所の移転支援金につきましては、同所から改修費の見積りや実績等を提出していただき手続を行っております。

竹原商工会議所への旧創建ホーム本社屋の無償貸付けにつきましては、難航していた竹原商工会議所の移転先確保に加え、本市の活性化に資するよう活用することを目的に創建ホーム株式会社から御寄附いただいたものであり、その意向を考慮して無償貸付について令和4年第4回市議会定例会において議決をいただいた上で契約を締結しているものであります。

建築物の適切な管理につきましては、一般的に建築物本体や建築設備等について計画的な点検、修理、更新を行う予防保全や経年劣化を見据えた大規模改修を行うことにより建築物の長寿命化が図られるものと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

議長(大川弘雄君) 13番字野議員。

13番(宇野武則君) 答弁中、かなり数字的なものが欠落しているのですが、私は質問書には1,500万円については、三原市分等の行政圏外でありますので法的にどうかということ、それから無償貸付けについては市民の多くの皆さんが大変疑念を持っておられます、そのこと。それから、ビルの耐震について、前回議会で50年から70年、適正管理すれば100年、それからビル一般賃貸の場合、年額500万円から1,000万円という答弁をもらっておりますが、それに対する答弁が全くありません。

今席でそれを議論する気はありませんが、我々も状況を把握しながら質問書を書いておりますので、それに対する答弁書というのは、それ以上の答弁が議会へは求められると思うのですね。丁寧な答弁。やっぱり我々が質問したものに対して理解できるような答弁をいただきたいということであります。

今回は休憩を取って改めて質問ということは控えますが、議長からぜひとも今後そういう、私たちではなく議会に対する答弁は、やはりある程度調整するものは調整しながら、 お互いに理解ある答弁をお願いしておきたいと思います。

これ、11月に配布された2,000枚のはがきであります。私はこれ、政策危機的なものは一行も書いておりません。私が市民の代表、代弁者として行政に対しては是々非々の姿勢を貫いてまいります。これのみです。

それから、これは投票前に選管から配られた政策的なものですね。ここに私は、かんぽの宿と県道竹原吉名線、2点しか書いておりません。1点は、御承知のように、目鼻がつきました。1点は、4月の県議会の選挙が済んで四、五日目ぐらいですか、今森川先生、竹原市大崎の代表者でありますので、私は筋の通らないことは言いたくないので、ぜひともこの事業だけはお願いしますといってお願いしております。一生懸命やっていただいているのだろうと思いますが、8か月ぐらいになりますが、いまだに中間報告もいただいていないのですが、今後もぜひ期待しております。

それから、私の時間でちょっと商工会議所の、昨年11月に就任された、広島県、東広島なんかも就任されているのですが、私が初めて議員になった折の会頭さんは廿日出多真夫氏で、ちょうど市長のリコールやっていた時期で、いろいろお世話にもなりましたし、非常に尊敬する方でありました。その後、電発3号機の折には堀友頼一氏、それから中尾義孝さんも会頭として会員を増やすんだと言って自分が個別に回って勧誘しておられた姿も今、思い出しております。

そこで、福山商工会議所の新会頭、小丸成洋氏の4年11月2日の就任会見であります。築46年を迎えた商議所ビルを今後1年以内に方向性を決める考えを示した。近く特別委員会を設置、議論を本格化させる。会頭はどういう形での再生がいいのか、スピード感を持って取り組む。現在のビルは10階、延べ1万200平米で、多目的に使えるよう利便性を考えて建てないといけない。加えて会頭は、新型コロナ禍や円安の影響に直面する事業者のためにアンケートを通じ支援策を探るとした。デジタル技術の導入などの相談に応じるほか、産業の発展のため企業と大学の研究面での連携も後押しする。上場企業な

どの大規模事業者に対しては、商議所活用へのさらなる参画を求めるという。福山で創業 した企業には、地元経済のために今以上にアドバイスをしてほしい。市外から企業誘致の ほか、道路や港湾の整備に向け産学官で連携を深めるとした。小丸会頭は、福山城築城4 00年記念事業に5億円寄附を行った。令和5年1月3日の新年会見であります。

郷土へのお礼を込めて福山のまちを元気にしたい。福山の名を掲げ、福山に育ててもらった会社との思いは強い。商議所の課題にもスピード感を持って取り組みたい。大事にするのは現場の声を聞くこと。午前6時に出勤することを長年の習慣としてきた。会員企業に寄り添うことが最も重要になる。商議所トップとして、その姿勢は貫く覚悟。同社の創業者、大叔父からは多くのことを学んだ。父、法之氏には、人を大切にする姿勢を学んだ。父が好んだ「耐えて、和して、前進」との言葉を座右の銘にしているということでございます。

呉の若本新会頭は今現在66歳で、自認する会頭像、商議所の営業マンと語る。積極的に関係先に出向き、新型コロナウイルス禍で疲弊した地元経済の立て直しや観光振興に力を入れる考えを示した。また、市が計画する旧そごう呉店を含むJR呉駅周辺の再開発では積極的に地元業者を使ってもらうようお願いする。観光推進体制の新組織を目指す。市と連携を進める。まち全体で観光客を受け入れる雰囲気が大切。地元の魅力を発信する若本氏は2007年から2013年に副会頭、当時寿工業、現メタルアンドマシナリーの奥原征一郎氏、続いて中国工業の神津善三郎氏会頭の時期、商議所ビルの新築に携わった。濃い経験をした。次の会頭の仕事に全うする。歴代の会頭に比べて自社は規模は小さく知名度も低い。その分、誠心誠意、最大限の努力をすると表情を締めているということであります。

再質問に入りますが、私は、歴代の商工会議所の会頭という皆さんにもいろいろ御指導いただいてまいりました。非常に商議所の会頭の姿勢は共通しているものがあるのです。 それは、絶対に私利私欲がないということですね。まさに会頭の代表として、商工会議所のために献身的に働いておられたなという印象が非常に強い。時々私も、会員ではなかったが、いろいろ御招待して、いろいろなお話を聞いてまいりました。

そこで私は、市長は今回のこの一連の公金の支出について、山本会頭に対して過度に配慮されているのではないかというふうな思いが強いのですね。会頭は現6期目、就任されております。5期中、市長は会頭をどのように評価されておられるのか、まず1点目としてお伺いします。

議長(大川弘雄君) 市長。

市長(今榮敏彦君) 歴代会頭、また近隣の会議所の会頭さんの御認識またはその方針、 方策等について御紹介を交えながらの御質問でございます。

経済界を代表する竹原商工会議所または近隣の商工会議所の皆様が、まちづくりを基底に様々な活動をされ、取り組んでいらっしゃるということは重々認識をしておりますし、歴代竹原の商工会議所の会頭さんについてもそのような取組を進めてこられたというふうな認識をしてございます。現会頭につきましても、相当期継続して御就任をされていらっしゃいます。もちろん、これ私が就任をする以前から就任をされていらっしゃるわけでございますので、様々な経験または行政との連携は私自身のみならず様々な方と深めてこられたという認識でございます。その中で、私自身が過度にという御発言もありましたけれども、そのような認識は全くございませんが、今現在の竹原市が抱える取組事項について最大限の御協力、御支援をいただいてきたというふうに認識をする中で、もちろん公金支出等についてはいわゆる法律相談または法律的な解釈の下に一定に、当然のことながら適法適正に行うことを前提に進めてきているということでございます。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) 私は、小坂隆それから池田先生とはずっと近くへいて御指導いただいたのですね。だから、この議会活動の中でもその思いは物すごい強いのです。

私は、御承知のように18年11月の選挙は私は一度辞退してやめたのですね。その理由は2つあります。公共下水道が8月末に完成したこと、それから2代目の市長が小坂政司氏です、2代目の市長が2期目の就任をされたこと。小坂隆、森川市長はリコールした経験がありまして、最終的には森川市長が4期目を辞退した経緯がありまして、政司市長とあまり議論を交わすことも市民がどう思うのかなというような思いで、その2つの理由でやめたのです。

だから、公共下水は特に池田代議士からこんこんと言われたことが今でも頭に残っております。それを小坂市長が就任された1年後に、どうして下水道を途中で池田先生に頼んだかなと思って。集約するところはやっぱり区画整理事業ですね。いろいろな農家の水路を廃止するために、ちょうど私が建設委員長の折、この藤三の向こうの雨水の排水事業を完成した年でありました。そういうことを、いろんなことを思いながら平成18年11月の選挙は私はやめたのです。やめたのだが、ちょっとなと思ってまた8年後にこうして出たのです。ただ私の場合は、事公金に関しては妥協の余地はないのです。私がしっかり理

解するまでは何遍でもやるし、例えば議会の議決をということは何度か出ましたが、法律 は違法な議決は無効ですから、大前提は。その事例は2つある。公共下水道基本計画、こ れは完全に違法な議決をやったのですよ。何が違法かといったら、当時法律が改正になっ て、私がこの前言った、40年に広島県の金融業の許可をもらった折に、その前後で等積 交換というのが法改正になったのです。昔は100坪と500坪で等価が同じ場合は取引 できたのです。それが40年前後を境にして脱法行為が多いということで、等価交換の場 合は両方が20%を超えたらいけないということが、法律で決まった。この基本計画とい うのはそれに完全に違反したのですよね。それは表に出せませんから、当時は。出した ら、この基本計画がその場で白紙になりますから。ということで、私は考えて考えた末 に、では三井のグラウンドから場所を変更したら等価交換は必要ない、次の場所は買い取 ればいいということで竹原工業へお願いした。それでクリアしたのですよ。だから、裁判 はいたしましたが、市の顧問弁護士と話をしてさっと取り下げてから竹原工業に決まった という流れがあるのですね。それは私も悩んだですよ。企業にも迷惑かけられない、市が 無理やり持っていった事業ですから、三井さんには。そうかといって、中尾市長にも迷惑 をかけられないということで、考えた末に新しい処理場をお願いしたのです。当時は丸山 社長でしてね。 竹原で10年社長をされて、日商岩井から出向してこられた方で、竹原の 法人の会長なんかもやられておられた方です。努力していただいて、現在事業が進んでい るということでございます。

それで、問題はこの1,500万円の、改めてお伺いしますが、三原市は行政圏外ですね。1,500万円のうちどれぐらいの額が使われたか、当初は500万円というお話はありましたが、法的にはどうなのですか。

議長(大川弘雄君) 総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) お答えいたします。

創建ホームの本社の移転経費として1,500万円ということでございまして、議員の ほうから法的に問題はないのかということでございます。この仮移転につきましては、創 建ホームから本社屋等の寄附の申出をいただきまして、現在もう新社屋は整備されており ますが、新社屋の整備が令和5年度後半になる見込みという当時ございましたので、商工 会議所の早期移転とたけはら合同ビルの維持管理経費を考慮いたしまして、本市のほうか ら仮移転の検討を依頼したものでございます。

仮に、新本社の完成まで商工会議所の移転が遅れますと庁舎移転自体が遅れるというこ

と。それとともに、令和5年度で広島県が抜けた後のたけはら合同ビルの維持管理費を市 と商工会議所の2者で負担しなければならなかったということから、スケジュール面でも 経費面でもメリットが大きかったということでございます。

法的でございますが、地方自治法の第232条の2で、普通地方公共団体は、その公益 上必要がある場合においては寄附または補助することができるということで、公益上必要 があると解釈いたしまして、このような取組を行いました。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) 私が言っているのは、232条の2項ですか、そうではなく、全く竹原市と違う行政圏ですね、三原は。そこに公金を出すことが法的に問題がないのか、あるのか、今232条の2項というのは市内のことではないのですか。ということは東京でもどこでも出してもいいという条文なんですか。

議長(大川弘雄君) 総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) 先ほど申し上げました地方自治法第232条の2は、普通地方公共団体はその公益上必要がある場合でございますので、市内市外を問わずと考えております。

それで今回、仮移転につきましては、市内のオフィスのほうに全てが移転できれば一番よろしかったと思っておりますが、スペース的なこともございまして竹原市内のオフィス、三原のほうのオフィスということで分散の仮移転という、結果としてはそうなりましたが本社の機能を一部市外へ仮移転することも本市の負担軽減と支援目的であります庁舎移転の早期進捗につながるということから、本市にとって公益性があるものと認識しているということございますので、繰り返しになりますがよろしくお願いいたします。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) それは市役所が金出したのだから、その裏づけの答弁はしないといけないのでしょうが、これは私も後日研究してみますが、先ほども言ったように、例に言いましたフェリーは6年かかったのですよ、裁判するのに。基本計画は3年かかった、丸々。

そういうことで、議会が議決したのだからというのではなく、最高裁の判例もあります。議会も議決した場合は解散するぐらいの責任を伴うということでありますので、我々も公金についてはかなり厳密に審査しないと、納税者に大変申し訳ない。

そこで、数日前でしたか、納税者の最低納税額、これは38万405円ですか、だから 月に3万円余り。こういう方が納税対象者になるということだろうと思いますが、それで どうですか。

議長(大川弘雄君) 総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) すみません、最低の納税額というのが38万405円というのは根拠を私も持ち合わせておりませんので分かりませんが、それは収入とか所得ということでよろしいのでしょうか。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) それは下のほうで資料を確認したのだから。それ以上の方が納税義務を負うということで納税者になっている、そこから上は納税者ですよという。今日もいろいろ税の問題が議論されましたが、それ以上の所得がある人は納税義務を果たしておりますよということではないのですか。

議長(大川弘雄君) 市民福祉部長。

市民福祉部長(塚原一俊君) 大変申し訳ございません。先ほどの38万円幾らかという 御質問でございましたけれども、その額を超えると課税かどうかというのは、可能性は課 税であるということになります。ただし、課税するに当たっていろんな控除がありますの で、収入金額のみでは判断できないというところはあろうかと存じます。

以上です。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) 私が言っているのは、一般論としてそこが一つの基準になっているということですね。そして、私はいろいろ、今回創建のビルをもらった、もらったというのか要らなくなったからあげたのだというのかよく分かりませんが、わざわざうちの家へ寄って、どうしてあのようなビルをもらったのだと言って怒る人もいるのよ。40年ですからね。さきの議会の答弁で、普通50年から70年、適正管理したら100年、そのような時代錯誤の耐震強度で考えている自治体はないですよ、今。先般、OBで海田町へ行った。新しい新築です。4階建てです。免震棟が18か所やっている、免震の。東京のほうは10年ぐらい前からやっておられますよね。私は免震の支柱の現場を見たのは初めてよ。大きな支柱が18か所、4階建てで。そのぐらい地震に対する自治体の意識というのは変わってきているのですよ。それは阪神・淡路大震災から。50年でも70年でももちますというような自治体は絶対ない、今。小坂政司市長が耐震不足と言ったのは恐らく

52年目ぐらいよ。今65年ですからね。政司さんが何期目で耐震不足だから移転しなければならないということを発表したのか、何年かは私は辞めておりましたのでよく分かりませんがね。恐らく、あの頃まだ50年か52年ぐらいよ。今までもっているのだからもつのだという思いがあるのか分かりませんが、地震というのは、竹原市も活断層が2本通っているというのだね。北部へ向いて地割れがしたことがある。だから、地震というのはどういうふうな形でいつ来るか分からないものですよ。だから、今国でもそこらの神戸の事例を見て、神戸は電線が全部道路へ向けてやったものだから、緊急車両の交通が全然できなかった。私は1か月を超えてあそこへ慰問へ行きましたからね。今慰問へ行ったのは2人ですよ。松本さんも行ったのだが、必死でうどんを作ったのよ。仲間ですよ。そういう現場を見た人は、そのような解釈しないのよ。だから、救急車両が通るということで、物を運ぶということで我々行かれなかったのよ。それが今、そういうものを参考にして今の国道の地中化を進めているのよ。地中化は景観が主力ではないのよ。あれは道路へどんといった場合に車両の交通の妨害になるのが一番高いからやっていると思いますよ。

それから、よく言われるのが、何で会頭は直接自分の会議所へ寄附しなかったのかなという。だから、国税法で地方自治体に寄附した場合に優遇税制がはるかに高くなるということは、部長、そういう認識ありますか。

議長(大川弘雄君) 総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) お答えいたします。

税制上のことにつきましては、以前も議員のほうから御質問いただいたことがあるかも しれませんが、企業による寄附は法人税制上で損金算入の関係が想定されるわけでござい ますが、その場合、国や地方公共団体に対する寄附は全額算入とされているものでござい ます。

また、商工会議所さんへ寄附した場合どの程度算入されるかというのは分かりませんが、税務署が算定する資産価値でございますので把握しておりませんので、それ以上のほうは私のほうからはお答えできないと思っております。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) いろいろな優遇税制が高いですね。一度、参考のために調べられたほうがいいと思うのですが。

それで、同ビル、部長が答弁したのですが、一般賃貸の場合の、幅はあるが年額500

万円から1,000万円、この思いは今でも変わりませんか。

議長(大川弘雄君) 総務企画部長。

総務企画部長(平田康宏君) この御質問も以前お答えした記憶がございますが、賃貸借した場合の近い事例といたしまして、市役所の分庁舎、水道事業が入っている事務所でございますが、そちらへの貸付けと比較いたしますと年間で500万円から1,000万円程度の賃料が想定されるということでございます。

以上でございます。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

議長(大川弘雄君) 観光まちづくり担当部長。

13番(宇野武則君) 今商工会議所の会員さんは992名だそうですね。市から委託事業になるのか、小規模支援事業等々があるわけですが、3件ありますね。プレミアム付商品券の委託ですか、全部で3億円ぐらい。補助金のような形では240万円と伺っておりますが、竹原商工会議所の、実際運営費は何が原資なのか、私は商工会議所とあまり付き合いがありませんので、ちょくちょくはよく行ってはおりますが、今行く機会もありません。用事もないので行かないのですが、原資は何が原資か確認をされているのですか。

観光まちづくり担当部長(國川昭治君) 商工会議所の運営費につきましては、やはり会員さんの会費収入が中心であるかと考えております。また、このたびの約240万円の補助金につきましては、いわゆる市内の消費喚起といいますか、市内の共通商品券の発行事業あるいは商店街の振興を目的として交付させていただいているものでございまして、こちらの事業費では約900万円ということでございますので、市補助金が約240万円、それ以外は会費収入が充当されているというものでございます。

以上です。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) 昨年11月の市議選前ですね、会頭がちょうど喫茶店に来ておられました。オリオンさんと丹下さんの3人が話をしておられた。たまたま私、そこへ行ったのです。駅前の大岡の空き地を見て、たくさん空き地がありますねと言って感心されておりました。ああ、竹原これは終わったなと思って。というのが、大岡さんは恐らく竹原市でも一番貢献していると思うのです。商工会議所でも。広島のほうからでも品物を買いに来られた店ですからね。あの方の商売は独特な商売をやっておられて、全部大阪の問屋へ行くのは売場の責任者を連れて毎回行って、その責任者が目利きして品物を買って、そ

れを完売した者はハワイへ行ったりするのですね。それで私、わあと思ったのは、神戸に デザイナーの会社があるのです。その問屋の社長が、代議士に言っても駄目ですよ、あそこの会社はというぐらいの会社。全部80万円から100万円ぐらい給料を取っている。 そこへ広島県では大岡の社長しか口を利けないという。私のめいが一遍頼んだ。さっと入られた。そこで製品を作ったものを百貨店でずっと売っている。それは百貨店でよく売れた商品については給料を物すごい高く取る。そういう関係者は一遍でもその会社へ入ってみたいというような、そういう憧れの会社よ。それぐらい大岡さんというのは信用があった。だから、もう朝6時から朝市をやるから早く店を開けとけよと言って駅前でも言って歩いていたのだから。大崎のほうからどんどん来るのだから。だから、あの人で駅前の316はもっていたのよ。だから、昔から大岡さんが閉店したら駅前316は寂しくなるという、そのとおりになった。そのところを見て、ああこの人はもうまちを歩くことはないのだなと一瞬思いましたよ。

商工会議所というのは、そういう竹原の主力的な商店が辞めるといったら、何か代替案 を考えるとか、今の専務やなんか、物すごい人気が悪いでしょう。出て歩かないから。私 が今、福山の事例をあえて紹介したのはそういうことなのよ。市長もそうだし、やっぱり トップは公民館でも何でも職員から上がってくるのをふんふんと言うのではなく、自ら見 たら自ら判断できるのよ。だから、私は携帯でも何でもああいうのは一切使わないのよ。 竹原市の問題だったら竹原市を歩けばいいわけだから。幾らでもあるのよ、しゃべる課題 は。だから、私はあの一言で、ああこれは竹原は終わったなという、そういう思いを強く したことが頭にありますので、私はああいうことはなかなか、頭が悪くても忘れないの よ。行政と商工会議所というのは、竹原市でもよそでもそうだがね、やっぱりまちづくり は相当だからね。両方がかみ合って初めてまちづくりというのはできるのよ。992社い るいうてみなさい。ただ、私は会頭の資質かなと思うのだが、誰がどう言ってもやっぱり 幾らかの、寄附したらそこで手が切れるのだから。それ以外のことは気を遣う必要ないの よ。だから、納税者がいるのだから、やっぱり幾らか払わなければいけないというのが頭 の考え方だろうと思うのよ。それがずっと頭を離れないのよ、私はね。だから、公金の場 合は私は妥協の余地がないというのはそこなのよ。人間それぞれの生き方もあるし、考え 方もあるのですが、商工会議所992名の代表としていくら何だといっても大方の市民が 納税義務を果たしているのに市長は合意がなくても職員の給料を減額して財政再建をやっ たのだから。あの大きな組織へこれから何年かかるか分からないが、ずっとただでするの

かどうかよく分かりませんが、それはちょっと一般市民からいったら理解できませんよ。 私は無用の長物だといって書いているが、それはあっちへ本体が皆行ったのを知っている のよ。今度社長も替わるのだそうですがね。西条が主力だから。ここは数名しかいないの よ。だから、そこを本社が建ったといっても、竹原の業者は1社入っている。今度その1 社もオミットされるのだというような話も伺っておりますが、そういう会頭ではなかな か、我々と考えが、私らはこれだけの年になって私利私欲は何もありませんからね。私 は、いつも棺おけ1つ担いで行けばいいと言って人には笑って言うのだが。それぐらいの 気迫しかないのよ、私は。ただ、人の付き合いとか世話になった人の恩義というのは絶対 私は忘れないのよ。だから、今広島県でも付き合う業者は多くはいないが、全部50年以 上です。私は1年生の折、湯坂へ企業を引っ張った、昭和60年のですよ。もう32年 になる。ずっと継続してやっているがね。その折の私にお願いに来たのが森川市長の後輩 で吉田商工観光課長よ。宇野さん、県庁へよく行くと聞いたのだが、何とかならないでし ょうかといって。5年間土地は売りませんと言って県へ誓約書を出していた。それを私、 1週間か10日で解除してもらった。それが今あそこへ湯坂で会社をやっている。この 間、今会長ですが、会長さんに会ったら、宇野さんにお世話になって、あそこへ会社がで きたのだといってお話がありましたがね。私は、是々非々というのはそういうことだとこ こへ書いている。市長と今回の多くの再開の問題でも、私が絶えず言っているのは、竹原 市の長は今榮市長だから、市長のメンツを潰してはいけないということをずっと言ってき ている。そういう生き方しか私はできないのよ。人を裏切ったり、口の先だけで世渡りす やっぱり市民を平等で、中立公平で扱ってもらわなければ我々が批判を受けるだけだか ら。それは女性の方でもいっぱい言うのよ。どうしてあのようなものをもらったのかとい って。もう40年たったら、一般市民は50年が耐震の限度よ。これから解体に入るの よ、50年超えたら。どのようにしても。しかし、今公共財産は整理しなければならない 時期に、あれを解体したらそれまでよ。一つの例を言えば、そこのふれあい館を言ったの よ。ふれあい館も同じような形態だから。あれは理事長も事務長も何も知らない間にたっ たったったと委託事業が5事業決まっていたのよ。どこでやったって、陰に権力者がいた ということよ。教員定年者が創建ホームの社長なんか知るはずないのだから。私に、宇野 さんもう出なければいけないのだ、どこかへと、探しているのだといって。それから1週 間ほどしたら、出なくてもよくなりましたといって。本人たちが知らずに建っている。そ

の折に教育相談員が2名いたのが1名委託、それから福祉センター、あそこへ自殺対策がいたのが県のトンネルで100万円、教育相談員が180万円、それから福祉事業が3事業、ばらばらで集めてあそこへ委託したのよ。市長、そういう権力者が徘回し出すと行政は前へ行かないようになる。ただで銭をもらうほうがいいからね。

だから、我々もよっぽどそういう面では財政改革をやってきたのだから、これからは、今度はその大きな目玉がなくなるから、電発が済んだのだから。だから、これからは私が県道竹原吉名線をどうしてもこの任期中にやりたいというのはそこなのよ。どんどんどんどんが未田が広がって。賀茂川、市長、満潮の折に行ったことがありますか。もうちょっとなんですよ。あれ、出口も狭い。半分ぐらいですから、出口が。大体中のほうは80メートルとか100メートルぐらい幅がある。それで出口は半分ぐらい。だから、非常に危ない面がある。だから、外国のほうで火山が爆発したといっても何でもないようなのが日本へ来るのだから、津波が。市民の安全・安心ということは、そういうことを想定して事前に手当てをするということが市長の責任だと思うのですがね。

そういうことで、市長、私はさっきも言ったように、市長も会頭さんも、店がなくなった、どうだろうかな、どこかほかの店が来ないかなというぐらいの頭を使ってもらわないと、会頭職というのはやらないほうがいいのよ、実際は。竹原だからできるのよ。西条のほうへ行ったらできるわけないのだから。だから、長くやればいいものでもない、私らもそう言われたらそうかも分からないが、そういう点について、市長、やっぱり商工会議所と連携するといったら、福山の会頭なんか、皆そうだ、呉も。その前任者もそうよ。だから、今三原は県が港湾施設を全部解体してあそこを公園敷にするのよね。今5階だが2階にしてから。福山もそうよね。ちょっと問題になっていたがね、埋め審の認可の問題で。あれも1週間ほどしたら工事を再開するという。竹原を通り越して、県事業は何もないのだから、災害以外には。だから、ぜひ私はあそこを県道はやって、あと市道を、ブドウ畑を寄附してもらって2車線ぐらいにしたら、あの土地が物すごい生きてくるのよ。そういう説得をしているのよ私、ブドウ畑へ行って、座り込んで。やっぱりここにいる担当部長さんなんかはそういう認識で、市民と絶えず接触していないと、1年に1遍ぐらいぽつんと行って話をしたからといって話は通じないのよ。そこを区画整理で私は質問したのよ。どのぐらいの頻度で行っているのか。朝晩ぐらい質問して行かなきゃ。

だから、市長、そういう点でもうちょっと会頭とも、そういう面は、市長もそんなにや かましくよく言わないのだろうが、私に代わりに行けと言ったら幾らでも行くのだがね。 言うことはやっぱり言わなきゃ。あなたはどっちへ転んでも市のトップだからね。1人しかいないのだから。我々14人いるが。そのトップが議会の意見も聞こうし、調査特別委員会を解体する折にはそれなりの説明をして、こうこうこうだからこれするのだというような癖をつけないと、これから前へ行かないようになりますよ。その点について一言だけ伺っておきます。

議長(大川弘雄君) 暫時休憩します。

午後2時19分 休憩

午後2時20分 再開

議長(大川弘雄君) 議会を再開いたします。

答弁。

市長。

市長(今榮敏彦君) 議員のほうからインフラ整備またはまちづくりの観点から御意見が述べられました。

私自身としては、現在進めております、今までも進めてまいりました対応につきましては、先ほども御答弁申し上げましたとおり、基本的には公金支出に関しても法律相談または法律解釈の上、適切に対応してきたものというふうに認識をしてございます。

それに加えて、やはり市民の団体とのまちづくりに関わるいろんな連携等についても、 これはしっかりとした行政運営を進めていく上で必要な助言も承りますし、我々側からの 説明もしっかりする中で、竹原市のまちづくり総合計画に掲げる将来像の実現に向けてし っかりと調整をしてまいりたいというふうにも思っております。

課題山積をしておりますし、テーマとしていろんな課題が目の前にもたくさんあります し、ただ一番冒頭にもお話ししましたような、解決していっている事案もございます。そ の中で、着実に一歩一歩進めていくべく各団体とも連携をしっかりしていきたいと思って おります。

議長(大川弘雄君) 13番宇野議員。

13番(宇野武則君) 私は、大きな組織というのはそれなりの責任もあるし、竹原市へ 貢献するというのならその裏づけが必要なのですよ。これからは10年もあの建物を、タ イルもいつまでもつのかなというような、外から見て思いもありますが、絶えず現場を私 は見に行くのですよ。やっぱり、これまでの生き方を見て言わせてもらえば、あのホテル を建てる折も、私はこの議会で問題にしたが、中山間部の竹を――市木です、あれ――全

部切って、あと植え替えをするかといったら何もしなかっただろう。吉名の漁業組合にい る若い者に責任をなすりつけて。だから、いろいろ言いたいことがあって、私は山本会頭 がああやって一軒一軒家を、土地を世話してもらいながら大きくなっていく、議員とした ら企業の足を引っ張るわけにいかないのよ、どのような企業でも。ただ、いろいろうちに 言ってきた人もいる。何やかんや。それは施工業者、施工業者と下請業者の関係、それは 我々余人が口を挟む問題ではない。だから、私はそれに口を挟んだことは一回もない。た だ、企業は育てないといけない、そうしなければ竹原は衰退してくるぞという、私が57 年に議員に出た折から、基盤整備なんか言ってないのよ、港湾とか下水とか道路とか。そ の頃、もう人口が減り出したのよ、だんだんだんだん。2人家から大学へ行ったら戻って こないのよ。大学へ出て竹原へ戻らないわ。職がないのだから。大学を出て百姓する者も いないのだから。そういう状況がもう来るなという思いがあったから、私はずっと58 年、福祉や教育は一回も質問したことがないのよ。都市基盤整備して小さい企業でも誘致 して、2人卒業したら、1人でも竹原へ帰ってくるような土壌をつくってあげないと、こ れからは竹原は成り立たないという思いが非常に強かったから。だから、ずっと20年 間、辞めるまで私は道路と下水と港湾しか、何やらの一つ覚えみたいにずっとそれ、この 文書へ書いたことがない、ほかに。今回の選挙は、3日目に新しいうぐいすさんが福祉、 教育と言うから、文章に書いていないのに要らないことを言うなといって私は怒ったの よ、車の中で。うぐいすさん、すねていたけど。そういう生き方しか知らないのだ、私 は。だから言っているのよ。誰でも受けて立つのよ、私は。まだまだ言うことは幾らでも あるのだから。まだ控えているのよ、私は。そういうことで市長、どっちにしても、まち づくりというものは行政とそれから商工会議所と、これ2頭立てなのよ。それは商工業の 代表だから。992と言ったのかな、今。それ全部営業しているのでしょう。いろいろな ところへ人脈があると思うのよ。店が1軒なくなったらほかの店へ誰か来る者はいないか なというような運動をしてもらわないと困ると言っている、私は。・・・・・・・・・ って、私はずっと一貫して持っているからね。商工業を支えていく組織、そのトップに立 つのが会頭なのよ。それが駅前へ来て、たくさん空き地になりましたねといって感心して いたのでは、今言ったように、竹原市はこれで終わったなという思いが強い。そういうこ とです。終わります。

議長(大川弘雄君) 以上をもって13番宇野武則議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後2時45分まで休憩いたします。

午後2時27分 休憩午後2時43分 再開

副議長(今田佳男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

質問順位3番、蕎麦田俊夫議員の登壇を許します。

3番(蕎麦田俊夫君) 議員番号3番、蕎麦田です。

発言通告に従い、一般質問を行います。

質問1、竹林の管理と竹材の利活用について質問いたします。

竹原地区に広範囲に生息しています竹は、古くから建築や農業や生活用品の資材として、また若芽は食材として利用されてきました。しかし、近年のライフスタイルの変化により、竹材は利用されることが少なくなり、放置竹林の増加による森林や農地への侵入、拡大が問題となっており、竹原市においても放置竹林の拡大は看過できない状況となっています。

竹は、樹木と比較して成長が早いため、隣接の樹木を駆逐して生息域を拡大していきます。竹林は根の張りが浅いため、山などの斜面部分には広範な竹林がある場合、豪雨により土壌が緩んだ際には大規模な土砂災害を引き起こす可能性が指摘されています。そのほかにも、成長力の高さによる生物多様性の崩壊、里山の景観喪失、道路への倒れ込みによる交通障害の発生など竹害による影響は広範囲に及んでいます。所属する委員会で視察に行った大分市では、荒廃竹林整備への助成制度が創設されています。

一方、竹は、建材、竹工芸、竹細工の原材料としても活用できるものであります。また、バイオマス資源やエネルギー資源などとしての利用価値が増加しつつあります。竹原市は竹をシンボルとしていますので、竹原市のシンボルである竹を適正に管理育成し、その価値を高めるとともに収入源とすることを目指すべきと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

質問2、市民の安全・安心確保への取組について質問いたします。

市民が安全な環境の下で安心して暮らせることは市民の権利であります。市は、市民が 犯罪被害に遭うことや交通事故災害に遭うことがないように努めなければなりません。防 犯、防災は予防が重要であります。防犯 4 原則の中に、地域の目という項目があります。

竹原市においては、地域の目としての活動は青色パトロールや登下校の見守り活動など

が行われていますが、常時地域の目となることはできません。防犯環境整備事業として、 道路、交差点、公園などに地域防犯活動の支援策として防犯カメラまたは監視カメラを設 置することへの補助制度を創設すべきものと考えています。

また、交差点への監視カメラの設置は交差点での事故防止や事故原因究明による事故防止対策の立案にも資するものと考えられますので、竹原市におかれては関係各機関と連携を取っていただき、速やかに対応をされることを要望いたします。なお、地域への防犯カメラの設置事業は全国的に進められている事業であることも申し添え、市長の御所見をお伺いいたします。

質問3、スポーツ基本法への対応について質問いたします。

スポーツに親しむことは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進や精神的な充足感が得られるなど、人々が健康で文化的な生活を営む上で不可欠なものであり、またスポーツは次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重し、協力し合う精神、公正さと規律を尊重する精神を育むことに大きな影響力を及ぼします。スポーツに親しむことは、人と人との交流及び地域間の交流を促進し、地域の一体感や活力を醸成するものであり、人間関係の希薄化などの問題を抱える地域社会の再生にも寄与するものであります。

以上のように、スポーツは人々の心身の健康の保持増進に重要な役割を果たすものであり、健康で活力に満ちた長寿社会の実現に不可欠であります。なお、スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利でもあります。

人々が日常的に安全な環境下でスポーツに親しむことができる環境を醸成するために、 平成23年に国会においてスポーツ基本法が制定されています。そのスポーツ基本法の第 10条に、地方公共団体においては地方スポーツ推進計画を定めるよう努めることとされ ています。その趣旨に沿って、地方自治体では地域スポーツ推進計画を策定し、スポーツ 環境の充実に取り組んでいます。広島県では県内14市のうち12市において策定されて いますが、竹原市においては未策定であります。

竹原市民が良好な環境の下、スポーツに親しむことができるよう、竹原市においてもスポーツ推進計画の策定が必要と思われますが、教育長の御所見をお伺いいたします。

以上で壇上での質問を終了いたします。

副議長(今田佳男君) 順次答弁願います。

市長。

市長(今榮敏彦君) 蕎麦田議員の質問にお答えいたします。

3点目のスポーツ基本法への対応についての御質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

1点目の竹林の管理と竹材の利活用についての御質問でございます。

竹林の管理につきましては、防災の観点から、竹林も含め林縁部における道路等の樹木の倒れ込みによる交通障害に対し、日々のパトロールにより障害物の除去や未然防止を図っているほか、ひろしま森づくり県民税を原資として市に配分される森づくり交付金を活用し、防災・減災型森林整備事業を実施しているところであります。この事業は竹林に特化したものではありませんが、竹林も含めた里山林における土砂災害の防止を目的に危険な樹木の伐採等を実施しているもので、令和3年度に東野町、令和4年度に西野町、竹原町、令和5年度に田万里町、西野町において実施しているところであります。

市の木である竹の活用につきましては、竹をテーマにしたたけはら竹まつりや町並み保存地区に約5,000本の竹明かりをともす、たけはら憧憬の路などのイベントの開催をはじめ、特産品の一つである竹細工を各種団体と連携しながら販売や制作体験を行うとともに、各機関の御協力の下、J R 三原駅や広島国際空港のほか各所に展示するなど、竹を生かした様々な取組を行うことで、竹の魅力や価値を広く発信しているところであります。

こうした取組を続けることで竹の魅力や価値を高めるとともに、竹を通じて市の認知度 が向上し、多くの観光客の誘客につながっていくものと考えております。

次に、2点目の市民の安全・安心確保への取組についての御質問でございます。

犯罪の発生を防ぐ取組としては、これまでも各地区防犯組合や住民自治組織による青色 回転灯車両による防犯パトロール活動への支援のほか、特殊詐欺被害防止の取組として、 特殊詐欺防止機能付電話の購入補助事業など、警察署等と連携した活動に努めてきたとこ ろであります。

一方、防犯カメラについては事件・事故の原因究明や再発防止の対策に有効であるとともに、犯罪の未然抑止など多様な目的に効果があるものと認識しており、これまでバンブー・ジョイ・ハイランドや内堀公園、竹原駅駐輪場といった公共施設や敷地にカメラを設置しております。今後、さらに防犯カメラの設置が必要と考えられる場合は、警察署などの関係機関と協議を行いながら適切な場所への設置を検討してまいります。

また、地域への防犯カメラの設置に関する補助制度については、他の自治体の導入事例

や地域の声も踏まえた対応を行ってまいりたいと考えております。

私からの答弁は以上です。

副議長(今田佳男君) 教育長。

教育長(高田英弘君) 蕎麦田議員の質問にお答えいたします。

3点目のスポーツ基本法への対応についての御質問でございます。

スポーツ推進計画につきましては、議員の御指摘のとおり、スポーツ基本法第10条第 1項の規定に基づき、国が策定するスポーツ基本計画を参酌して、その地方の実情に即し たスポーツの推進に関する計画として定めるよう努めることとされております。

一方で、国が行った地方分権改革に関する提案募集において、地方スポーツ推進計画の 策定等に係る負担軽減に関する提案があったことから、令和4年の地方からの提案等に関 する対応方針が令和4年12月20日に閣議決定されました。

これを踏まえて、令和5年1月18日付のスポーツ庁次長通知、「地方スポーツ推進計画の策定等に係る事務負担の軽減について」において、地方スポーツ推進計画の策定等に当たっては、必ずしも単独の地方スポーツ推進計画である必要はなく、地方公共団体の総合計画等においてスポーツ行政を位置づけることも可能であることなどが示されました。

教育委員会といたしましては、第6次竹原市総合計画の生涯学習の施策分野において、 スポーツ・芸術の振興の取組の方向性を明らかにするとともに、令和5年度竹原市社会教育・生涯学習推進ビジョンにおいて、基本方針スポーツ・文化活動の場づくりを体系の中に位置づけ、スポーツ・文化活動の普及、団体を担う人材の育成、スポーツ・芸術に親しむ機会の提供、スポーツ・芸術を生涯楽しめる環境の充実に取り組んでいるところであります。

具体的には、スポーツ関係団体と連携した市民スポーツ大会、竹原駅伝競走大会、竹原 ロードレース大会等の開催やトップアスリートスポーツ教室、さらに今年度においては、9月30日にインクルーシブスポーツフェスタ広島2023のサブ会場として、車いすバスケットボール体験教室を開催するなど、より多くの市民がスポーツに触れ合う機会の創出を図ることにより、人と人との交流、地域間交流の促進に努めているところであります。

さらに、ピースリーホームバンブー総合公園テニスコートのクレーコートを人工芝コートに改修工事を行うなど、市民がスポーツに親しむ環境の充実にも取り組んでいるところであります。

今後におきましては、スポーツ基本法第2条の基本理念を踏まえ、竹原市スポーツ協会 等関係団体との連携を図りながら、現在検討を進めているスポーツ推進のための具体的な 取組を明らかにした竹原市社会教育・生涯学習推進ビジョンのアクションプランを策定 し、市民の皆様にお示ししてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

副議長(今田佳男君) 3番蕎麦田議員。

3番(蕎麦田俊夫君) 竹林の管理と竹材の利活用についての再質問をさせていただきます。

私が所属する委員会で視察に行った大分市では、竹林の管理補助として荒廃竹林整備事業補助金制度が制定されていました。竹原市においても同様の制度を制定する考えはないかの答弁を求めます。

副議長(今田佳男君) 建設部長。

建設部長(梶村隆穂君) 竹林の管理に関する御質問でございます。

管理及び整備の制度につきまして、先ほど市長のほうも御答弁いたしましたけれども、本市では、ひろしま森づくり事業によりまして、竹林を含めた里山林整備事業として、手入れ不足による森林の荒廃などに対応した環境改善型森林整備、農作物の被害を防止するための鳥獣被害防止型森林整備、災害を未然に防止するための防災・減災型森林整備、それぞれ実施しているところでございます。

現在の制度は竹林を対象にできないものではございませんで、市内全体の森林の状況を 踏まえて、それぞれ市民生活におけます大きな影響を受ける箇所や危険度、緊急度の高い 箇所から順次、安全性を考慮しながら整備を行っているところでございます。

今後も、引き続きこれらの事業を活用しながら、竹林を含めた里山林整備を行ってまい りたいと考えております。

以上でございます。

副議長(今田佳男君) 3番蕎麦田議員。

3番(蕎麦田俊夫君) 竹林の荒廃は放置しておいてはいけませんので、より充実した対策をしていただくように要望いたします。

続いて、答弁の中に特産品の一つである竹細工を各種団体と連携しながら販売や制作体験を行うとの項目がありましたけれども、連携予定の竹細工団体名と、その連携内容についての答弁を求めます。

副議長(今田佳男君) 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長(國川昭治君) これまでの連携団体あるいは今後の連携予定はということでございますが、本市におきましては、これまで竹細工の販売展示をされておられます竹工芸振興協会様と協働しながら、広島県や市町の広域連携によります県内外のイベントのほか、広島国際空港株式会社やレクサス広島・福山の両販売店と連携をいたしましてイベント等へ参画させていただくとともに、観光PR活動に加えまして、竹細工をはじめとする特産品の販売や制作体験など、市の認知度向上に向けた発信に取り組んできたところでございます。

こういった活動を通しまして、様々な団体からテレビ、雑誌などの取材や撮影、また竹 細工の販売・展示などの依頼をいただいているところでございます。

今後におきましても、竹工芸振興協会様はもとより県や周辺市町をはじめ、関係団体、 また民間事業者とも連携をしながら、引き続き竹の魅力や価値の発信をしてまいりたいと 思っております。

以上です。

副議長(今田佳男君) 3番蕎麦田議員。

3番(蕎麦田俊夫君) 竹原市の竹工芸製品のよさを各種団体と連携して広く広報していただきますように要望いたします。

続いて、答弁にありました J R 三原駅や広島空港への竹作品の展示内容についての答弁を求めます。

副議長(今田佳男君) 観光まちづくり担当部長。

観光まちづくり担当部長(國川昭治君) JR三原駅や広島空港への竹作品の展示でございますが、こちらにつきましては京都の大学を卒業後、竹原へ移住されまして竹工芸を学ぶ若い職人たち4名で制作した竹の作品を展示させていただいております。

JR三原駅につきましては、JR西日本株式会社様と連携をいたしまして、新幹線の改札口正面にあります空間に大久野島のウサギをテーマにしましたオブジェを展示させていただいているところでございます。また、広島空港につきましては、空港の管理者でございます広島国際空港株式会社様と連携をいたしまして、10月末に開催をいたしましたたけはら憧憬の路のPRにつながるよう、駐車場からの通路に竹明かりを並べていただくとともに、国内線出発ロビーに竹で編んだ飛行機、また国際線到着ロビーには風車のタワーを展示させていただきながら、イベントの誘客を含め、市の認知度の向上を図ったところ

でございます。

そのほかの取組についてもぜひ紹介させていただきたいと思いますけれども、令和元年に平和を祈り文化をつなぐをテーマに中国新聞社さんが旧広島市民球場跡地で盆ダンスということで開催されたのですが、こちらの平和のシンボルとして、竹の鶴をステージの後ろのほう、大きなのを飾っていただきました。

また、御存じかと思いますけれども、現在の市民球場、ズムスタでございますけれども、こちらについては外野のレフト側の通路に日よけのパーゴラの展示をいただくとともに、最近では広島市にございますそごうや三越のほうに、竹原物産展と併せまして、こういった竹の作品の展示をさせていただいております。

これまで、こうした取組によりまして瀬戸内海の魅力を伝えます豪華クルーズ客船ガン ツウ、御存じだと思いますが、こちらの調度品としても竹で編んだ椅子のほうを御利用い ただくなどしていただいているところでございます。

今後におきましても、竹工芸振興協会様と連携をしながら、引き続き竹の魅力や価値を 発信しながら、市の認知度の向上を図ってまいりたいと思います。よろしくお願いいたし ます。

副議長(今田佳男君) 3番蕎麦田議員。

3番(蕎麦田俊夫君) 国内外に竹原の竹製品を広くPRする取組として、大変意義のある活動をされているものと思っております。より多くの方に竹製品に触れていただく、また見ていただくように広報に努めていただければと思っております。

次に、市民の安全・安心確保への取組についてですが、市民の安全確保は最優先事項でありますので、市におかれましては犯罪や交通事故から竹原市民を守るための取組についてはスピード感のある対応をしていただきますように要望いたします。答弁は要りません。

続いて、スポーツ基本法への対応について再質問をいたします。

竹原市スポーツ推進計画を策定するに当たり、事務負担はどのような負担が見込まれる のか、答弁を求めます。

副議長(今田佳男君) 教育次長。

教育委員会教育次長(沖本 太君) スポーツ推進計画を策定する事務負担、どのような 事務負担があるのかという御質問でございます。

スポーツ推進計画に限らずに、行政計画を策定する際の一般的な事務については、専門

性を持つ民間のコンサルタント会社に業務委託する場合とそうでない場合がございます。 2つのやり方で異なるわけですが、両者を比較いたしまして事務量が少ない業務委託をする場合で御答弁をさせていただこうと思います。

まず、策定しようとする新たな行政計画の方向性、いわゆる市としての基本的な考え方を再整理する、そういったことが不可欠でございますが、このことは新たな計画を策定する上で、これまでの施策推進の経緯等も踏まえ、十分に検討する必要がある事務であり、時間が必要となります。さらに、業務を委託する業者選定に必要な事務や委託業者決定後には必要な策定準備のための事務、市民意識や関係者の意見を聴取して整理をするための事務、さらには策定段階に応じて取りまとめられた計画案の確認、適切な進捗管理を行いながら業者との連携調整など事務は多岐にわたるものと考えております。

以上です。

副議長(今田佳男君) 3番蕎麦田議員。

3番(蕎麦田俊夫君) 竹原市がスポーツ推進計画をいまだに策定できていない理由は、 事務負担が困難であるからとの理解でよろしいのかどうか、答弁を求めます。

副議長(今田佳男君) 教育次長。

教育委員会教育次長(沖本 太君) 先ほど、行政計画の策定に関する事務のことについて御答弁させていただきました。

多岐にわたる事務を必要といたしますが、それを理由にしてこのスポーツ推進計画を策定しないというわけではございません。スポーツ推進計画の策定につきましては努力義務規定でございます。さらに、冒頭の教育長の答弁にもございましたように、事務負担の軽減を図るための方策も国のほうから示されておりますので、本市におけるスポーツ推進に関しましては総合計画のほうで取組の方向性を示し、社会教育生涯学習ビジョンに体系づけ、具体な取組を進めることによってスポーツの推進を図っているというところでございます。

今後におきましては、スポーツ推進計画の策定に代えて、現在スポーツの推進について 基本方針でございますとか具体的な施策、主な取組内容を示している社会教育生涯学習ビジョンのブラッシュアップを図り、本市のスポーツ推進の考え方がより明確となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

副議長(今田佳男君) 3番蕎麦田議員。

3番(蕎麦田俊夫君) 続いて、地方スポーツ推進計画の策定等に係る事務負担の軽減通知の2項に、近隣の地方公共団体と協力して策定したり、複数の地方公共団体で共同策定することも可能とありますが、事務負担通知2項への竹原市の対応方針についての答弁を求めます。

副議長(今田佳男君) 教育次長。

教育委員会教育次長(沖本 太君) 事務負担の軽減の通知につきましては、先ほど議員 さんから御紹介いただいたとおり、近隣の自治体と共同して策定してもよいというような 方向性が示されておりますが、行政計画につきましては一定の行政施策、ここではスポーツ推進を指しますが、そういったものを進める上において目指すべき目標を設定し、その 目標を実現するために必要な具体的な取組を示したものでありますので、行政計画を広域 的に策定するためには、一緒に策定をする地方自治体と目指すべき目標を一にする、そう いった必要があると考えております。

こうしたことから、例えば行政区域が非常に小さい自治体で、隣接する自治体とほぼ一体的な行政運営がなされている場合、そういった場合などにおきましては広域的な作成は有効な方法となり得るかも分かりませんが、本市におきましては一定の広さを持つ行政区域もございますし、隣接する自治体とは一体的な行政運営を行っているというわけではございませんので、施策推進のための環境等もまた異なります。そういったことを踏まえますと、広域的な策定は現実的なものではないと、そのように考えております。

副議長(今田佳男君) 3番蕎麦田議員。

3番(蕎麦田俊夫君) 今後とも竹原市には地域スポーツの振興に努めていただくよう要望いたしまして、私の一般質問を終了いたします。ありがとうございました。

副議長(今田佳男君) 以上をもって3番蕎麦田俊夫議員の一般質問を終結いたします。 以上で本日の日程は終了いたしました。

議事の都合により、12月19日午前9時から議会運営委員会を、午前10時から本会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後3時14分 散会